

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会
第10回制度設計ワーキンググループ

1. 日時 平成26年11月27日（木）18：30～21：25

2. 場所 経済産業省17階第1～第3共用会議室

3. 議題

(1) 事務局・オブザーバー説明

(事務局)

- ・ 小売全面自由化に係る詳細制度設計について
- ・ 同時同量制度・インバランス制度に係る詳細制度設計について
- ・ 送配電部門の調整力確保の仕組みについて
- ・ 適正取引ガイドラインの見直しについて
- ・ 一般担保規定の取扱いについて

(中野委員)

- ・ 電力システム改革を踏まえた一般送配電事業者が確保する調整力について

(國松オブザーバー)

- ・ 1時間前市場検討状況の報告

4. 議事本文

○安永調整官

それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第10回制度設計ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それから、本日も議題に関係の深い関係者の方々にオブザーバーとしてご参加をいただいております。公正取引委員会の調整課の片桐課長の代理で本間補佐にご出席いただいております。それから消費者庁消費者調査課の岡田課長、大口自家発電施設者懇話会の添木様、SBエナジー株式会社／SBパワー株式会社の児玉様、一般社団法人日本風力発電協会の祓川様、一般社団法人日本卸電力取引所の國松様、全国銀行協会の会長行で株式会社三菱東京UFJ銀行の二重様にご参加をいただいております。ご多忙のところご足労いただきまして御礼申し上げます。

それでは早速ですけれども、議事に入りたいと思います。

以降の議事進行は、横山座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○横山座長

それでは皆様、本日もまた夜の遅い時間にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。できるだけ2時間半で終わりたいと思いますが、30分ほど延長の可能性もあるということをお知らせいたします。

本日も前回と同様、これまでと同様に資料をざっと説明していただきまして、それから自由にご議論いただきたいというふうに思います。

それでは、資料4から6までご説明をしていただくということで、まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。

○安永調整官

それでは、ご説明をさせていただきます。

資料4、それから資料5につきましては、それぞれご提出をいただきました方々に後ほどご説明をいたしますので、私からは事務局提出資料、資料の6-1から6-5までについて、順にご説明をさせていただきます。

なお、今回も資料3といたしまして論点を一覧にしたリストをご用意しておりますので、ご参照いただければと思います。

まず、それでは資料6-1、小売自由化の詳細制度設計でございます。

大きく3つのパートに分かれておりますが、1番目は託送料金の割引制度でございます。

前回、選択肢1から4という形でご議論をいただきました。資料6-1の4ページまで前回の指摘をまとめており、5ページから7ページで現行の需要地近接性評価割引の仕組みについて参考までにまとめております。8ページが選択肢5という今回のご提案でございます。現行の需要地近接性評価割引をベースにしながら、対象電源を低圧まで広げる、対象地域を詳細化する、実際の電気の流れに着目して特別高圧への逆潮流がない場合には特別高圧の割引を行うなどといった見直しを行うこととしてはどうかというご提案でございます。9ページから13ページは前回の選択肢をご参考までにおつけをしたものでございます。

それから、小売自由化の大きな3つのうちの2番目でございます。新たな需要場所に入居する際の契約申し込みでございます。

15ページの図にありますように、新しい需要場所に引っ越しをしてきた場合に、正式に契約をする前に電気を使ってしまうという場合があります。本来、電気は契約をしてから使うべきものでありまして、こうした無契約状態の電気の利用は不適切なものでありますけれども、この間の契約のあり方について、16ページの矢印のところに対応案を記しております。

論点1ということで、小売事業者に対しまして、契約開始前の電気の使用がある場合には、さかのぼって契約する必要があることを消費者に説明すべきこと、これを求めるということとしております。それから、論点2といたしまして、さかのぼって契約をした場合にも、この間の電気の供給は実際には送配電事業者から電気を受けたということになりますので、送配電事業者と小売事業者の間ではインバランス料金で精算をするというご提案をしております。

次に、自由化の3番目、契約解除と供給停止についてでございます。

19ページの真ん中のところに、論点1と書きまして、小売事業者に求める対応案を3点記しております。お客様が料金を支払わないなどの理由で小売事業者の側から契約を解除する場合に、(1)ですけれども、15日程度前に解除予告の通知を行うこと、(2)解除後に無契約となった場合には電気の供給がとまること、それから最終保障などのラストリゾートがあることを説明をするということ。それから(3)送配電事業者にも10日程度前に連絡すべきこととしております。今ご説明いたしましたのは、小売事業者が契約を解除するに当たって必要な手続でございます。19ページから20ページにかけては、今ご説明したことを少し詳しく記載をしております。

それから、次に送配電事業者が契約の解除を理由に実際にその電気をとめる、供給停止を行うに当たって必要な手続を、21ページのところにまとめております。21ページ、論点2のところの矢印のところでご提案をしておりますけれども、一般送配電事業者は、供給停止の5日程度前までに無契約状態になると電気がとまることを予告をし、あわせてラストリゾートがあることを説明するように求めるということとしております。

なお、ラストリゾートの契約をしてもなお、お客様が電気料金を支払わない等でこの供給停止が必要な場合には、現在一般電気事業者に行われておるのと同様の需要家への配慮措置を引き続き送配電事業者が行うことを前提としているということでご提案をさせていただいております。

小売と自由化の関係は以上でございます。

続きまして資料6-2、同時同量・インバランス制度に係る詳細設計でございます。

こちらは大きく4つのパートに分かれております。

まず1番目がインバランス精算についてでございます。ここでは2ページでインバランス精算の業務の全体のフロー、それから3ページ目でインバランス料金の算定に必要なデータの作成主体や公表手順をお示しをしております。

それから、大きな2番目ですけれども、発電所のメーターに関する論点、4ページ以降でございます。一般電気事業者が発電側のインバランスを算定する際に、実態として30分値が計測できるメーターがついていないケース、1カ月の値しかわからないメーターしかついていないケースなどがあります。こうした状況において基本的な考え方、この発電側のインバランスを算定する

に当たっての基本的な考え方と対応策を5ページにまとめております。今ある設備で最大限の工夫をすること。それから、売り先を新電力に変えた途端にその30分メーターを求めるといような運用はイコールフットィングの観点から行わないこと。それから、30分メーターへの置きかえをいずれにしても順次進めていくべきことというふうにしております。6ページ目では、月間値のメーターしかない場合のプロファイリングの方法、7ページ目では、発電会社が小売の会社等と分社をした場合に計量法上の対応が必要になるといったことをまとめております。

次に、大きな3番目が固定価格買取制度とインバランスの論点でございます。

こちら、前々回のワーキンググループでご議論をいただきました。それを9ページ、10ページにまとめております。本日の論点は11ページのところにまとめさせていただいております。

前々回このワーキンググループにおいて、固定価格買取制度の対象となる電源についてのインバランス制度について、特例措置をご提案をいたしました。本日はこれを特例①と呼ぶこととさせていただきます。この特例①の対象電源や発電計画のつくり方、それから前々回大きな議論になりましたのは、その発電計画の予測精度を高めるインセンティブをどう確保するのか。あるいは、その送配電事業者がインバランス調整を行うことをどう、その費用に織り込むのか。こういった点でございました。

まず12ページでございますけれども、特例①の対象としてバイオマスをどのように扱うかということでございます。ここでは今後新たに買取法上の特定契約を締結する混焼の電源については通常の火力と同等のものとして、特例の対象外とするということを提案をしております。

また、13ページから16ページでは、この特例①で送配電事業者が計画を策定を行うことになるわけですが、その場合のプロセスのイメージをお示しをしております。

17ページでは、送配電事業者がインバランス調整を行う分を、この回避可能費用の見直しという形で織り込むこととして、別途検討するという整理をしております。

19ページでございますが、19ページが本日のこの買取制度のテーマの中で一番大きなご提案になっておりますけれども、19ページでは別の特例、これを特例②と呼ばさせていただきますけれども、新たな特例のご提案でございます。この特例②は発電計画の策定をFIT電源の買い取りを行っている小売事業者が行うと。それから、計画から外れた場合のインバランス料金は通常のインバランス料金を適用するということとしております。この特例②の場合には、予測精度を高めて、インバランスが発生しないように計画の精度を高めればインバランス負担が減らせて、それは結果的にはネットワークの負担も減るということで、系統全体のことを考えると望ましい仕組みでございます。

この特例①、それから本日ご提案をいたしました特例②、それから通常の計画値同時同量、こ

の3つの方式のいずれを利用するかは事業者が選択するというご提案でございます。

この3つの方式の違いを24ページにまとめておりますけれども、小売事業者がインバランスリスクを負う特例②を選択するためには、そのためのインセンティブが必要でございまして、この特例①と特例②について回避可能費用に差をつけると、これはつまりFITで得られる交付金に差がつくということになってまいりますけれども、こうしたことを考える必要もあるのではないかとということで、この回避可能費用のあり方については別途、新エネルギー小委員会において検討を行うこととしております。

買取制度の関係は以上でございます。

次に4番目、計画値同時同量の業務フローについてでございます。詳細な業務フローは今後資源エネルギー庁において関係事業者とも議論しながら詰めていくこととしたいと思っておりますけれども、基本的な業務の流れや幾つかの論点について、事業者の関心も非常に高いことから取り上げさせていただきました。

資料の28ページから33ページまで、発電側、需要側、それぞれの計画の策定主体や単位、スケジュールなどについてご提案をしております。

それから、34ページ以降では追加的な論点といたしまして、供給力を転売した場合の扱い、エリアを超えて電源を持ちかえをする場合の扱い、計画値同時同量と実同時同量の間の転売の扱い、それからスポット市場で買った電源を1時間前市場で転売するといった取引所取引との関係などについてまとめております。

これらの転売あるいは電源の持ちかえといったことを、可能な限りできるようにしようという視点でご提案をしておりますけれども、その際に必要な手続について、特に事業者の委員あるいは事業者のオブザーバーの方からご意見があれば、本日ご指摘いただきまして、なるべく利便性の高い仕組みにしていきたいと考えております。

資料6-2の関係は、以上でございます。

続きまして、資料6-3、送配電部門の調整力の確保についてでございます。

前々回のワーキンググループにおきまして、どのような調整力が必要かという調整力のラインナップについてご提案をさせていただきました。今回はそれが託送料金にどの程度上乘せになってくるのかという点を資料の1ページにまとめさせていただきました。なお、この内訳については、電気事業連合会を代表して東北電力の中野委員から後ほどご説明をいただきます。

なお、資料の1ページ右側に記載をいたしましたけれども、ここで現行のアンシラリーサービスの範囲に対して拡大する部分の費用は、これは現在の一般電気事業者の電源側の費用と認識されているものですので、これを送電側の費用としても一般電気事業者のトータルの費用には影響

がなく、それから、例えば常時バックアップ料金はここで託送料金が上がる分下がると、こういう関係になります。それから、託送料金は今後認可制になりますので、この費用の妥当性については改めて行政が審査・査定を行うということになります。

それから、資料の4ページに記載をいたしました、今回の試算は現行の予備力の考え方をベースに行ったものであります。この予備力の考え方、約30年前に策定されたものでございますので、広域機関の設立後、直ちに再検討を行うこととしております。制度が始まった後はこうした見直しをこの議論にも反映させていくことが前提でございます。

5ページでは、調整力のうち、インバランス料金で賄う部分がございますけれども、このインバランスの収支は厳格に管理をした上で、託送料金あるいはインバランス料金などに何らか反映させていく仕組みを設けることとしております。

資料6-3の調整力については、以上でございます。

次に資料6-4、適正取引ガイドラインの見直しについてでございます。

このガイドラインは、公正取引委員会と経済産業省の共同のガイドラインですけれども、第1段階、第2段階の既に成立をいたしました法改正に伴い、さまざまな箇所で見直しが必要となっております。本日はその見直しの全体像をお示ししております。

1ページをごらんいただきますと、1ポツのところ、広域機関の設立に伴う改正事項を掲げております。例えば現在のガイドラインにE S C Jとある部分は広域機関に改正すると、この形式的な改正でございますけれども、こういったものもあれば、1ページの下のところの2ポツの(2)のところ、低圧配電部門の中立性確保とございます。現在のガイドラインは特高と高圧のみが自由化されているという前提で託送業務のルールを定めております。家庭用まで自由化されることに伴いまして、営業所やコールセンターの業務についても中立性確保のためのルールが必要になります。この点につきましては昨年、第3回、第5回のこのワーキンググループでご議論をいただきました。

こういった具合に、単なる形式改正なのか、あるいは中身の議論が必要なのか、それは既に議論したものなのか、あるいは今後議論するものなのかといったことを、本日の資料では整理をしております。例えば次の2ページや3ページでございますけれども、部分供給あるいは常時バックアップ、これはどのように見直すのかという点は、まだ議論の途上でございますので、引き続きこのワーキンググループでご議論いただく予定でございます。

こうした全体像を踏まえて今後、公正取引委員会ともこのガイドラインの改定作業を進めまして、内容に応じてこのワーキンググループでご議論いただきたいと考えております。

資料6-4は以上でございます。

次に、事務局の最後の資料になりますけれども、資料6-5、一般担保規定の扱いについてでございます。前回もこのワーキンググループでご議論いただき、さまざまなご指摘を頂戴しました。その議論なども踏まえて対応の方向性を示したものになります。

まず1ページ、既発債、すなわち第3段階の法的分離よりも前に発行した電力会社の一般担保付社債の扱いでございます。債権者の権利に実質的な影響を与えないというのは大前提です。その前提のもと、前回は2つの方式をご提案をいたしました。一つは債権保全の視点を重視し子会社による連帯債務化を図る、NTT分割の際にとられた方式。もう一つが、経営の自由度と債権保全の両立を重視しまして、子会社による社債発行による方式。これは第2弾の電事法で措置した方式でございます。今回、電力システム改革の大きな政策目的にも照らしまして、事業者の事業機会を制約することなく債権保全の工夫を柔軟に講じることができる後者の方式をご提案しているというのが資料の1ページでございます。

資料の2ページは新発債、第3段階の法的分離後に発行する社債の扱いについてでございます。こちらは前回のワーキンググループにおける事務局の提案とほぼ同様でありまして、一般担保規定は最終的には原則廃止とするものの、第3段階の実施から5年間、すなわち現在からおよそ10年間は一般担保付社債を発行できる経過措置を講じ、この経過措置の期間中は既存の一般電気事業者以外の発電事業者、送配電事業者、持株会社等も含めまして、一般担保付社債を発行するかどうか選択できるということとしております。

この選択制をイコールフットィングのためというふうにいたしました点を、前回このワーキンググループでもご指摘をいただきましたことを踏まえまして、これは、この選択制ゆえにイコールフットィングが図られるという形ではない記載ぶりとしていたしまして、イコールフットィングはあくまでこの廃止により達成されるという整理といたしております。

事務局からの説明は以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、電力システム改革を踏まえた一般送配電事業者が確保する調整力についてということで、東北電力の中野委員から資料についてご説明をお願いいたします。

○中野委員

東北電力の中野でございます。私からは、今ほど紹介がございました資料4に基づきまして、私ども一般電気事業者の考えを少しご説明をさせていただきたいと思っております。

1ページをごらんください。ライセンス制が導入された以降も安定供給を維持するためには、下の表にありますように、まずは各事業者等がその責務をしっかりと果たしていくことが求めら

れております。特に小売事業者が果たす役割は重要であります。これまでインバランス制度のあり方や広域機関による指導・勧告などの仕組みが検討されてきました。

一方で、一般送配電事業者についても実需給断面での周波数維持やエリアのセキュリティ確保、これは系統信頼度確保ということですが、これが重要な役割を担うことになります。そのために必要な調整力を確保し運用する方法について検討されてきました。

次の2ページをごらんください。一般送配電事業者が実施する系統安定化業務ですが、下の表のとおりでございます、大きく周波数維持とその他、これはセキュリティ確保になりますけれども、大別されます。周波数維持につきましては30分以内の需給変動に対応する周波数制御と、発電・小売事業者がゲートクローズ時点で確定した30分計画値と実績値の差分補正などの需給バランス調整を行います。また、セキュリティ確保としまして、潮流調整や電圧調整など、エリアの系統信頼度を維持するための業務を行います。

周波数維持のために、現行では年間計画策定時点で偶発的需給変動対応分7%の予備力を確保しまして、実需給断面に至るまでの安定供給を確保しております。

なお、下のほうにあります再エネ、FIT電源対策、再エネ電源の出力変動や大規模自然災害等に対応する調整力につきましては、現行の必要予備力には織り込まれていないことから、別途しかるべき場、広域機関というふうになると思いますが、検討が必要と考えております。

周波数維持に関しましては、確保する調整力の検討結果について、3ページから5ページに整理してございます。ちょっと時間の関係もありまして3ページ、4ページは飛ばしまして、5ページをごらんください。

電源の計画外停止や気温等による需給変動、こちらについては年間計画策定時から実需給時点まで偶発的に発生し得ると考えられます。第2段階実施から当分の間は、計画時点において偶発的この需給変動対応として必要とされる予備力7%、これにつきまして一般送配電事業者が年間計画時点で確保することが最終的に実需給断面での安定供給維持のためには必要と考えております。

次に、6ページをごらんください。一般送配電事業者が実施する系統安定化業務には、発電事業者から提供を受ける必要のある機能がありまして、提供者に対しまして費用を適切に支払える制度的な手当が必要となります。こちらの費用につきまして、周波数維持にかかわる費用については、費用の概算につきましては7ページ、8ページ、それからセキュリティ確保にかかわる費用の概算につきましては9ページから12ページに整理してございます。

ちょっとここは詳細は飛ばしまして、最終的に概算のまとめということでございまして、13ページをごらんください。

上の表につきましては、一般送配電事業者が発電事業者から機能の提供を受ける業務とコストの考え方をまとめたものでございます。

下の表は、年間計画時点で確保する調整力を7%とした場合のアンシラリーコストの概算であり、現行回収分、ここに（参考）現行回収分とあります、12銭とありますけれども、こちらに比べて合計では17銭というふうな概算でございますので、キロワットアワー当たり5銭の増加となっております。これは現行回収分に比べまして、ライセンス制に伴いまして一般送配電事業者に費用が仕分けられるもの、具体的には従来は5%というアンシラリーサービス料金を算定しておりましたけれども、5%で算定しておりましたけれども、先ほどお話ししましたようにライセンス制以降7%というものが必要ということで考えておましてこの2%分、それからこの表にありますその他分ということが増分となりまして、5銭の増加となっております。

次に、15ページをごらんください。今後の課題というところをごらんいただきたいと思うんですけども、FIT電源の急増によりまして、出力変動の大幅な拡大が見込まれておりますことから、一般送配電事業者が確保すべき調整力の量、それから、そのために必要な発電設備の確保を可能とする制度についても、早急に検討を進める必要があると考えております。

なお、大規模自然災害に伴いまして複数電源の同時停止などに備えた対応のあり方についても、別途検討が必要と考えております。

また、小売事業者の供給力確保状況などをしかるべきタイミングで検証するとともに、必要に応じて一般送配電事業者が確保する調整力や、その他制度のあり方を見直すことも肝要であると考えております。

以上で、資料の説明は終わらせていただきます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、1時間前市場検討状況の報告ということで、一般社団法人日本卸電力取引所の國松オブザーバーから、資料5でご説明をお願いします。

○國松オブザーバー

日本卸電力取引所の國松でございます。本日はこのような私どもの取り組みに関する説明の場をいただきまして、まことにありがとうございます。

では早速、1時間前市場の検討状況を説明申し上げます。

1時間前市場に関しましては、第3回の制度設計ワーキングにおきまして詳細な部分ご提案いただいたところでございます。また、その場において私どもの岸本のほうから、日本卸電力取引所が主体的になって取り組むという表明をさせていただきました。それに従って検討を行ってお

るところでございます。

実際には平成28年4月の取引開始に向けていろいろ準備を進めているところでございます。大きなルールのところはおおよそ決定しておりますので、それを本日説明申し上げます。

まず、取引の方式でございますが、現行の4時間前市場としておりますけれども、こちらがシングルプライスオークション方式、スポット取引と同じ方式を使っておったんですけども、これを1時間前市場ではザラバ方式に変えます。取引の方式に関しましても、ワーキンググループのほうでいろいろご議論いただきました。シングルプライスオークションがいいのか、ザラバがいいのかというところで、結論としましてはザラバがよしという形になっていたと思います。取引所としましてはザラバ方式、シングルプライスオークション方式、またはその2つのとり合わせ、そういった方法をいろいろ検討して、ザラバ方式としたところでございます。

また、ザラバ方式の選択に際しまして、ザラバ方式の欠点的なところを補うオプション、そういったものも検討いたしました。ブロック入札やアイスバーグオーダー、そういった入札のオプションでございますけれども、こういったものも検討いたしました。取引の開始当初においては複雑化を避けるという視点から、まずは導入しないということとしております。

また、取引の対象でございますけれども、取引の対象、現在の4時間前市場、これが大きな欠点でございますけれども、営業日にしか1時間前市場を開場しておりません関係上、土曜日の13時から月曜日の13時分、これが全く取引ができない。この間の売っている電気の発電機が落ちた場合、時間前市場で調達することができないという欠点がございます。これをザラバ取引にすることにおいて、365日24時間分全て取引できるという形になります。

取引の時間でございますが、現行は営業日の9時、13時、17時に一斉の形で取引をしております。24時間ザラバの形になりますので、365日24時間この場を開き続けることで検討をしております。そのようなことに耐えるようなシステム、また体制というものを準備しているところでございます。

続いて最後、取引単位でございますけれども、現行のスポット取引、時間前取引ともに取引の単位は1メガワットを単位としております。1メガワット、2メガワットという形で取引をしておるんですが、新たにつくります1時間前市場におきましては、より調整というところが強くなりますので、このロットを10分の1、0.1メガワット、100キロワット単位に落として取引を実施する予定でございます。

ほかの部分に関しましては、例えば手数料でございますけれども、現行4時間前市場が0.1円キロワットアワー当たりという形で徴収させていただいておりますけれども、それをそのままいけるのではないかという形、原則としましては0.1円・キロワットアワー当たりという形での

検討を進めているところでございます。

また、1時間前市場ができます平成28年4月をもって、現行の4時間前の市場は廃止することとしております。

次ページにまいりまして、上の図が1時間前市場のイメージ、ザラバの取引というのがどういうイメージかというところをご説明申し上げたく、つけさせていただきます。

上にあります表が私どもの商品の単位、30分単位を一つの商品として捉えます。ですので、1日であれば24時間ですので48個の商品があるという形、それが全て出ますと。この30分ごとに売り買いをしていく場があるということでございます。

下のほうに「4月23日14:00~14:30」という1枚のぴらっというのがついておりますが、これが商品のザラバという形になります。ですので、24時間分でありますと、この枚数が48枚裏にずらっというところ。必要な部分で売っていただいて、必要な部分で買っていただくという形になります。

次ページでございますが、この利用のフローでございますけれども、取引所としましてはまず売り買いをマッチさせる、これを取引所の仕事として実施いたします。その後ですけれども、そのマッチした売りと買い、これが送電線を通れるかどうか、連携線を通れるかどうかというところで広域的運営推進機関様のほうに連携線の確認依頼という形を出します。ここで流れないものは約定をさせません。通れる分に関しては約定という形をとらせていただきます。ここでは広域的運営推進機関様と現在調整を行いながら、インターフェースのほうをいろいろ詰めているところでございます。

次ページでございますが、関連する取り組みということで、私ども先ほど申しましたとおり1時間前市場開設に向けてルール、システムの開発にもう既に着手しているところでございますが、あわせて1時間前市場、365日24時間開設いたします。そういったところでは災害時等に復旧にかかる時間というものの短縮化が求められることから、バックアップセンターというものを用意することを決定いたしました。現在は東京都にデータセンターを用意しておるんですけども、新たに関西地区にもう一つデータセンターを用意し、すぐに切りかえができるような体制を用意しようとしております。

また、次のポチでございますが、市場監視システムということで、24時間365日市場が開場しております。これを全てリアルタイムに監視をしていくことが、より求められるようになります。それに伴いまして、その効率化というところで市場監視ソフトウェアというものの導入を現在検討しております。

最後の四角でございますけれども、1時間前市場が365日24時間開設ということになります。

それに伴いまして現在営業日、月曜日から金曜日にしか実施しておりませんスポット市場、これを365日開場をするかどうかというところの検討にも着手していきたいと考えてございます。

ただ、これは同時期にやらなければいけないものではないと思いますので、取引会員の意見を広く聞きながら検討できる体制をつくって、その中で検討してまいりたいというように考えてございます。

1時間前市場、私どもからの説明は以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、本日は非常に要領よくご説明をいただきまして、あと2時間弱、時間が一応ございますので、皆さんから十分ご意見いただけるんじゃないかというふうに思います。

それでは、議論の進め方は従来と同じような方法で議論を進めたいと思います。お手元の名札を立てていただきたいというふうに思います。もし関連のご意見をご発言されたい場合には、手を挙げていただければ指名をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速、もうどなたからでも結構ですので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、添木オブザーバー。次は祓川さんのほうで。

○添木オブザーバー

ありがとうございます。大口自家発電施設者懇話会、添木でございます。

本日は7つの意見を述べさせていただきたいと思います。

1つ目が資料6-1の8ページ目、託送料金の割引制度の選択肢5についてでございます。物理的な電気の潮流に着目した託送料金制度の考え方は合理的と思いますが、実際には変電所の潮流はバンクごとに異なりますし、また、それが発電需要設備の新設・増設等で時間を経て変化していくことを踏まえると、どこまで実態を反映させる算定方式にするかにより、事務コストが大きく変わってくると思います。ある種のみなしを想定しないと、選択肢1同様、その事務コストから現実的な運用の難しい制度になるおそれがあると思いますので、本制度とする場合、その整理が必要と考えます。

2つ目が、資料6-2の4ページ目、発電所のメーターに関する論点についてでございます。本対策案については異論を挟むものではございませんが、これまでの改革においてイコールフットリングが叫ばれてきた中で、この論点が今議論されていること自体には少々違和感があります。本案に基づき速やかに是正していただきたいと存じます。

なお、この30分値が計量できるメーターについてですが、電力会社によりその仕様などが異なるということは純技術的には考えづらいと思っております。適正なコストの観点も踏まえ、行政

におかれては進捗状況の継続的なチェックをしていく仕組みにあわせて、これらの導入仕様等もご確認いただければと存じます。

続きまして、同じく資料2の19ページです。F I T制度と計画値同時同量制度の関係にて導入される特例制度②についてでございます。今回の②の導入はF I T制度が小売電気事業者に買取義務を課すこととの整合性をとるためと理解しておりますが、F I Tの発電事業者によっては計画同時同量の設定が容易なケースもあると思いますので、本案のとおり、通常の発電事業者と同じ制度を選択できる運用は好ましいと考えます。

続きまして、同じ6-2の25ページ目以降でございます。計画値同時同量制度の具体的な業務フローについてでございます。これにつきましては4つの意見がございます。まず1つ目は、具体的な業務フローとして次回以降に明示いただきたいケースについてでございます。

今回の業務フローでは一般的な発電者と小売事業者の業務を整理いただいておりますが、自己託送やネガワット取引も同時同量制度にかかわりますので、次回以降、これらのケースについても業務フローを整理していただきたいと存じます。

自己託送においては送電側と受電側に密接関係性を有することが前提となっており、これが発電・小売それぞれで主体的に義務を負う計画値同時同量制度になじむのかということについて、私自身よくわからない面がございます。現在IPPを行っている事業者が、その電源の一部を自己託送に、残りを小売電気事業者に売電するケースは制度設計次第とは存じますが、かなりの確率で実施されるのではないかと考えております。また、ネガワット取引につきましては、消費者が購入している小売電気事業者との間で行っている限りにおいては、その同時同量の主体が当該小売電気事業者であることから、さほどの論点はないと思いますが、消費者が他の小売電気事業者とネガワット取引を行う場合、アグリゲーターを介さなければその同時同量の主体は消費者みずからになってしまいます。本日の資料の論点整理が最優先との理解ではありますものの、自己託送やネガワット取引においても業務フローを明示していただき、制度運用の実行段階において混乱が生じないようにご配慮いただきたいと思います。

続きまして、30ページの論点1-3、発電側が作成する計画の作成方法についてでございます。本案では発電BGが発電計画量をどのエリアの小売事業に配分するかということまでも記載を求めておりますが、この配分は現在の実同時同量制度では小売電気事業者の範疇であり、発電事業者は把握していないため、この運用を行うならば小売電気事業者の事業内容を開示いただかねばならないですし、小売電気事業者の配分変更による計画変更のたびに発電事業者の計画変更も生じてしまうという問題があります。

ただ、前のページの小売側で作成する計画にて、どの発電主体により調達したかを記載するル

ールが明記されておりますので、発電BGサイドでは改めてどのエリアの小売り事業に配分するかは記載せずとも問題は生じないのではないかと考えます。

続きまして、36ページでございます。系統利用者間の転売と連携線利用の関係についてでございます。この例はエリア α と β の間の計画変更、転売でありながら、先着優先の原則から $\beta \cdot \gamma$ 間での連携が利用できなくなり、その結果として α と β の転売が成立しなくなるケースということだと思いますが、非常に違和感があります。既に提出済みの計画に小売事業者Xの供給力を α から β への転売する計画を追加すればいいだけだと思うのですが、なぜ提出済みの計画まで差しかえるのが、ちょっとよくわかりません。

その下の37ページでございますが、エリアを越えた電源の持ちかえについてです。発電事業者がトラブル等によりエリアをまたがって電源を持ちかえる場合、小売電気事業者に連携線利用計画を提出してもらわなければそれが実現できないとの趣旨だと思いますが、これも非常に違和感があり、単に発電事業者みずからが発電BG- α の供給力を α から β へ転売する計画を提出するだけでよいのではないかと思います。

電力システム改革専門委員会報告書17ページでは、計画値同時同量を選択した場合は、発電事業者が発電についての同時同量の義務の主体となるため、発電事業者が小売事業者を介さずに系統運用者に直接連絡できることとなる結果、電源トラブル時などに発電事業者が電源差しかえを行いやすくなり、発電事業者の参入促進に資することが期待されると記載されており、今回の例示のケースが制度導入の目的と合致しないように思われます。

広域機関の設置目的は、全国大の需給調整機能の強化と理解しておりますので、現状の実同時同量制度にとらわれず、電力システム改革の趣旨にそったシンプルな運用ができるよう、業務フローを取りまとめていただきたいと存じます。

長くなりましたが、以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。たくさんご意見いただきました。

それでは、続きまして、祓川さんのほうからお願いします。

○祓川オブザーバー

それでは、お手元の資料6-1のページの8でございますけれど、選択肢5、需要地近接性評価及び設備の利用実績に着目した託送料金設定でございますけれど、事務局よりご提案された案にいろいろなご意見はあるかと思うんですけれど、私どもとしては賛成したいということでございます。

ただし、この制度設計の詳細を決定される段階におきましては、対象地域の絞り込みや、ある

いは割引額をどう算定するかというようなことで調整等があった場合には、結構デリケートな問題でありますので、公平性とか透明性とか、そういうのに十分配慮いただきまして決定していただきたいというふうに考えております。

続きまして、資料6-2でございますが、ページの12ということで、特例制度①の対象とする電源について事務局のほうからご提案がございまして、これについて私どもとしても賛成申し上げます。

それから、特例制度②につきまして、19ページですか、小売電気事業者が計画発電量を設定する仕組みの導入についてというご提案をいただいておりますけれど、これについても賛成する次第です。

なお、新エネルギー小委員会で実際に委員の先生方が欧州を視察され、ドイツやスペインでは発電量予測技術が進んでいることで計画発電量、すなわち予想発電量と実際発電量の差が1%もないというようなお話を、委員の先生方がドイツの送電会社のご担当などからお話をお伺いしたというような報告もいただいております。日本の電力会社さんは一般送配電事業者として技術力は世界で最も高い水準にあるのかなというふうに認識しておりますので、仮に再エネ電源、現下の太陽光発電、あるいは今後普及が見込まれる風力発電が、ドイツやスペイン並みに入ったとしても、同じような発電量予測が十分できる、あるいはそれ以上の発電予測ができるというふうに私どもは認識しております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、児玉さんのほうからお願いいたします。

○児玉オブザーバー

児玉でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

本日は論点、3点ほど申し上げさせていただきたいと思ひます。

まず資料6-1の8ページでございますが、託送料金の案についてでございますけれども、案5というのはよい案だと我々も考えておりますので、割引の考え方等については少々申し上げたいところはございますが、高圧以上と低圧では事業地の近接性の適用対象地域を分けて設定する必要もあるのかなと。そうは言っても逆潮流の細かいところを正確に測定するという事は難しいとか、できないと思われまふので、業務の煩雑さということも、効率性ということも考慮して、大枠でエリアの設定をして運用してはいかかと思ひます。これは市町村レベルがいいのか、もうちょっと大きいほうがいいのかというのはいろいろ議論があろうかと思ひますけれども、

エリアの設定をしていただいで進めていただければと思います。

また、前回は申させていだきましたが、この割引につきましては運用費だけではなく、可能であれば固定費も含めて検討をいただきたいというふうに思います。

あと、低圧の電源、高圧の電源もともにですが、電源種別にかかわらず全ての電源についてを対象としてご検討いただければと思う次第でございます。

資料6-2のほうです。2点目の論点でございますが、この5ページの発電所のメーターに関する論点のところでございますが、現実的に全数を交換するには時間がかかるということは理解しますし、この本案というのは我々としても賛成はいたしますが、まだ時間的な猶予はあるわけですので、可能であれば計画的に、いつまでにやる、いつまでに行うということを期限をきちんと決めて取り組んでいただきたいと思っております。非常に大変だという事情は理解いたしますけれど、やはり時間軸を決めてやっていただきたいということをお願いしたいというところでございます。

また、資料6-2の14ページ、計画発電量について記載がありますが、我々も太陽光であるとか風力発電については、天気予報が外れるのと同様に、出力予測というのは外れるのは、これはもういたし方ないというか、許容されるべきというふうに考えています。当然そういうことになりますと送配電事業者さんにおいても現実と離れてしまう、外れてしまうということは、もうこれは許容されるべきだと考えます。また、あつてはいけませんけれど、不幸にして実際よりも常に発電を少なく設定し続けたり、逆に多く設定し続けるというようなことが、アンフェアな設定が続くというのも、これもよくないですから、実際の実績と累積の差分を調整できるような項目を設定して検討していただければありがたいと考えております。

また、24ページの特例制度のところでございますが、この制度①と②で値差をつけるということについては、非常にいいのではないかと我々も思っていますし、規模の大小なく小売電気事業者は応諾義務を皆負っておりますから、義務をちゃんと履行してもらうためにも、特例制度①の回避可能費用は従来ベースの考え方として、さらにこの②のように予測精度をどんどん高めて挑戦をするような、そういうチャレンジをする方には、やはりインセンティブを与えてはどうかと思います。ですから、値差を設けてあげて、頑張る人は頑張っただけの果実を得るという制度がいいのではないかと。ですから、①と②が両方の方法が選べるという形がいいのではないかと考える次第でございます。

私のほうは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、中野委員、お願いいたします。

○中野委員

先ほどご説明をいたしましたけれど、ちょっと補足的なコメントということでお話しをさせていただきたいと思います。

事務局から出されております資料6-3でございますけれども、その4ページ、参考で供給予備率にかかわる考え方というところがございますけれども、こちらについてちょっとお話しをさせていただきたいと思います。

ライセンス制導入後においても、先ほども申し上げましたけれども、各事業者がそれぞれに課された責務を全うすることを前提とすれば、需給バランス調整に必要な調整力は大きく変わるものではないと考えております。例えばこの偶発的需給変動対応の7%というのは、ライセンス制導入後においても大きく変わらないというふうに考えております。

一方で、小売事業者には供給力確保義務が課されているんですけれども、予備力の定量的な確保義務はないということになります。4ページにありますように偶発的需給変動に対する予備力7%につきましては、エリアの安定供給責任を担う一般送配電事業者が年間段階から確保すべきと考えております。

こちらの4ページの資料で、偶発的需給変動対応のところ、右下のところに、小売電気事業者が確保すべき予備力と、一般送配電事業者が確保すべき予備力の両方が含まれているということではあるんですけれども、やはりここは一般送配電事業者が確保すべきと考えております。それで先ほどのお話をしたわけでございます。

それから、一般送配電事業者が確保するべき調整力の量につきましては、この上のほうにも書いてありますように、いろいろ再生可能エネルギーの電源の導入拡大、それから計画値同時同量制度の導入、それから小売事業者の需要想定と、こういうものが出てまいります。今後こういう、これに対応する調整力というものについて今後検討が必要というふうに考えておまして、こちらの事務局にある資料のとおり、広域機関において検討していく必要があると考えておりますので、我々電力会社としてもこちらの検討に協力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、二重オブザーバーのほうからお願いいたします。

○二重オブザーバー

全国銀行協会の会長行をしております、三菱東京UFJ銀行の二重でございます。

私からは、資料6-5の一般担保規定の取り扱いについて、述べさせていただきたいと思いません。

前回のワーキンググループでは一般電気事業者の皆様の厳しい経営環境と、改革の内容次第では資金調達に支障を来し、電力の安定供給にも悪影響を及ぼすことも懸念されるという点を申し上げまして、慎重な検討をお願いいたしました。特に既発債の債権者の権利保護につきましては、債権者の権利に実質的に影響を与えない方策という大前提を踏まえた十分な検討をお願いしております。

今回、資料6-5の1ページに示されております、この制度案でございますけれども、社債権者の方々の立場から見た意見としましては、前回のワーキンググループでも申し上げましたとおりで、その際にお示しいただきましたもう一つの案と比べますと、権利が制限された形にはなっていると認識しておりますけれども、有識者の方々等のご意見を踏まえた結果として、今回お示しされた方式で一本化するとのご見解であれば、尊重したいと考えておりますけれども、その際には社債権者の権利保護には引き続き万全の配慮をお願いしたいと考えておる次第でございます。

一方、新発債のほうでございますけれども、資料6-5の2ページのほうに時限的措置の終了の時期として、第3弾の改正法施行から5年ということが明示されております。これは資金調達環境等の改善が念頭にあると考えられますけれども、足元はまだまだ先行きが見通せる状況にはございませんので、経過措置期間を5年とするというご判断でございますけれども、将来ですが、万が一の事態が起こった場合にしっかりと状況を踏まえた上で、柔軟な対応ができるような措置をお願いしたいと考えておる次第でございます。

以上で発言を終了させていただきます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、稲垣委員からお願いいたします。

○稲垣委員

きょうは資料が少ないんですけども、非常によくまとめられて、論点が詰められてきているということで、本当にご努力に敬意を払いたいです。

ただ、引き続きさまざまな論点、いわゆる各論のところこれから出てくると思うので、真理は各論にというかディテールに存在するというので、これからはよいよ大変になるだろうというふうに思うんですが、その際もやはりその理念を旗色を鮮明にして、この理念との結びつきが国民の側から見てわかるということを重視されて、ぜひそうした検討と、それから説明にご努力

いただけたらというふうに思います。

その観点から若干意見を述べさせていただきますと、詳細制度設計、資料6-1なんですけれども、これの2の需要場所に、新たな需要場所に入居する際の契約申し込み、それから利用停止の話ですけれども、本当にこれは大変な綱渡りのような組み合わせをよくここまで頑張ってもらえたなということで、本当にこの結果をスムーズに実現できるように制度設計をされていっていただきたいというふうに思います。そういう意味では、この内容については評価したいというふうに思います。

やはりその理念との関係では、自由化は何のために行うのかといったときに、需要家の要するに受けるサービス、特に電力というエネルギー、全ての基盤でありますので、ここについてはどのような能力を持った方にも同じようにそのエネルギーの供給、それから、それを取り巻く今後考えられるサービスの適切なこの伝達というか配付を行うということが望まれると思うんですね。その意味では、この販売のところの詳細設計、小売自由化に伴う詳細設計にあっては、需要家を一つの固まりとして捉えるのではなくて、その能力とか、それからこの志向に応じた、そうした類型、それはさまざまありますけれども、これからやっていくわけですからいきなり全部というふうには思いませんけれども、考えられる類型。例えば大規模、中規模、それから消費者の中でもそのITリテラシーが非常にすぐれた方もいれば、そうじゃない人たちもいると。それから、その強い消費者もいれば、弱い消費者もいる。それから、投機家もいれば投資家もいると。こういう一定の類型をモデルに描いて、詳細設計をさらに進めていっていただければというふうに思います。

というのは、自由化の目的は先ほど言ったようにユニバーサルな電力の供給ですけれども、そこでやはり大事なことは、この需要家の保護なり、その自立というんですかね。消費者保護の観点からすると、もう保護という概念ではなくて消費者の自立あるいは自主的な意思決定を支えるということだと思います。ただ、そうは言ってもいろいろな類型があるわけですので、供給側だけでなく需要者の側の類型に応じた性向とか希望とか、その需要に応じられるような観点からの制度設計に努められていただけるとありがたいというふうに思うわけです。

その点からすると、一つお願いがあります。資料6-4の適正取引ガイドラインの見直しについてです。これは既にある適正取引ガイドラインの改正を意識した検討結果ですので、余り新しいことをつけ加えるとか、そうしたことを議論すべきではないというのはわかるんですけれども、この事柄の性質がやはりエネルギー、全ての生活の基盤であるということからすると、この需要家の保護というのは、やはり鮮明な形で検討課題の一つに上げていただきたいと。当然、既に上がっているわけだし、それから競争論との関係でもあるわけですけれども、やはり、例えば金融

庁の検査ガイドラインなんかを見ても、金融取引における顧客保護というのは非常に重要な課題として捉えられていて、外から見ても日本の金融機関が重視すべき事柄はこれであるということ宣言する形になっていて、これを官民挙げて保護し、健全な金融市場をつくっていくと、あるいは金融サービスを盛り上げていくと、こういうふうなことが行われているわけなんです。当然、電力においてもそういうものは、ほかでもつくられるとは思いますが、適正取引ガイドラインを考えるとということであれば、その際に、例えば主要改正事項のその他の制度設計や環境変化を踏まえた改正事項のところ、従前のものがあればそれをまた増強していただくわけだし、それが若干膨らませることができるのであれば、この需要家の保護という、その特段の検討を加えていただければというふうに思うわけです。そこでやはりその類型に応じた需要家の保護を検討していただくと、より一層豊かな改革が実現できるのではないかというふうに思うわけであります。

この電力改革の需要家の保護なり、豊かな電力改革の実現のためには、この需要家の保護が大事なんですけれども、何によって需要家が保護されるかという、一つは活性化したその電力事業者の取り組み、あるいは電力事業者だけでなく、いろいろなその事業者がこの消費の現場、発電の現場、ネットワークの現場に、一番は小売ですけれども、小売の現場に行くことによって、この市場が活性化すると。それでいろんなイノベーションが起こってきて、それが電力の発電ネットワークにも影響すると、こういうふうなモデルが想定されていると思うんです。そうした社会になっていくことが期待されると。

そういう意味では、経営の自由度というのはすごく大事なことだと思うんですね。その意味で資料6-5ですけれども、一般担保規定の取り扱いについて、非常に悩ましい決断だったとは思いますが、この類型を選択したと、債権者保護というその重要な課題というか、一番大事な課題を見ながらも、そこにその経営の自由度という政策目的を非常に重視したところを入れた決断をしたというのは、これは評価したいというふうに思います。

先ほど二重オブザーバーからも、金融機関、全銀協のほうもこのやり方を評価するという積極的なご支持のご意見もあって、これは喜ばしいことだというふうに、伺っていて思いました。引き続き、やはりこのイノベーションとかそれを支える電力改革の経営の自由度の確保とか、そこにおいて究極目的、その需要家の豊かな成果というのを保障するというのを考えていただければというふうに思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、大橋委員からお願いいたします。

○大橋委員

どうもありがとうございます。

ほぼ1点だけですけれど、資料の6-1の8ページ目の託送についてでございます。結構深い問題を含んでいるのではないかというふうに個人的に思っていて、前回は技術的な観点も重要じゃないかと言って、余り詳しく説明しなかったんですけれども、どういうふうな考え方を私は持っているかということをご説明させていただければと思うんです。

そもそも電気という商品ですけれど、この商品は電灯の需要から大口の電力需要まで、多くの共通の供給設備を使用しているという側面があって、それで現状はその各需要種別にその原価を、供給設備の大宗を占める固定費について案分しているという状況になっています。いかに配分したら合理的かというのが原価配分の問題で、この配分の問題が各需要家の負担の問題になっていて、今回はこれがどうあるべきかという話が割引の議論の中にあらわれているのかなというふうに思っています。

思うのは、ここには2つの論点が存在していて、主に今語られているのは1つ目の論点なんですけれど、2つ目の論点も恐らく重要ではないかということでございます。

1つ目の論点は、その電気の輸送経路に差異があることに起因する問題であります。この8ページ目の3番目に割引額の算定方法とありますけれど、この3の(1)というのは送電ロス回避する、そのことによって潮流改善効果が存在するのでその分を割り引こうというのは、従前の需要地近接性評価割引に近い考え方であって、これ自体は合理的な考え方ではないかというふうに思います。

3の(2)のところなんですけれど、これは今回の低圧の設備利用に応じた割引というのに関する案なんですけれど、一理あると思われる点は、供給設備と受電との間の距離を小さくすると、使用しない設備があるじゃないかということで、その使用しない設備があれば、そのコスト相当分だけ料金は安くなるべきではないかというふうな考え方がここに入っているんじゃないかと思えます。この考え方自体は現在の低圧需要はあらゆる供給設備を負担するがために全てを負担するけれども、受電電圧の高い需要はその一部でよいという考え方に何となく沿っているように見えるということだと思います。

ただ、実はその低圧需要家について考えてみると、では特高・高圧がなくても独立的・自立的に低圧が存在し得るかという、多分存在しないんだと思うんですね。そういうふうに考えてみると、ここに私が言った技術的側面という点が入ってくるんだと思うんです。つまりフィクションとしてはあり得るんですけれども、実は技術的にあり得ないんじゃないかというふうに思っていて、少なくとも何かアンシラリーサービスとか、そういうものを低圧は高圧以上から受けてい

るんじゃないかと。そうすると、少なくとも割引されるのはそういうふうな、上流から来るアンシラリーサービスを少なくともコストとして差し引いた部分のその割引というふうな考え方になるのかもしれないと思いますけれど、ちょっとそのあたりの部分の詰めをしたほうがいいんじゃないかというふうに思うということです。

いずれにしても、これ割引をするにしても、FITの対象電源というのは除外すべきというふうに思います。

また、特高需要家に対する配慮というのはやはり重要というふうに、これはもう政策的な観点から重要というふうに私は考えます。

実はこの論点のもう少し深いところの論点というのは、2点目なんですけれど、それは負荷形態についての差異に起因する問題です。

我が国ではその低圧と高圧と特高と、需要種別に分けて、それでその種別に応じて原価配分を行っているというのが現状で、それでこの需要種別の配分というのはおおむね、それぞれの需要種別の電力需要、最大電力ですね。最大電力の想定が使われているというのが私の理解であります。固定費の配分で言うと、その各需要家種別の最大需要電力の指標を、電源と送電と受電用の変電で2対1対1で割り振っているということなんですけれど、私が勉強した限り、驚くべきことにこのルールって昭和49年につくられていて、それ以降全然変わっていないということです。幾ら私が調べても、この2対1対1というのは、どうしてこれで合理性があるのかというのはさっぱりわかりません。当時でさえも、もう少し科学的に分析する手法も実は議論されていたんですけれど、多分わかりやすいから2対1対1になったんだと思うんですが、今後市場に向かっていような意味でこの市場メカニズムを導入するという考え方を導入するに当たって、もう少しこの配分の仕方というものも合理的な形に見直すべきではないかというふうに私個人は思います。

このあたりって多分、経済学者が言う話じゃなくて、横山先生とか何か電気の人がおっしゃっていただくのが一番いいと思うんですけれど、何かいい方法がきっとあるんじゃないかなと私は期待しているということでございます。

それが大きな1点でございます。

2点目は、安永さんが実務の委員の方に主にコメントを求めるとおっしゃったので、余り言うべきことじゃないかもしれないんですけど、資料の6-2の例えば35ページとか6ページとかあるところ、もう既に先ほどどなたか委員がおっしゃったんですけど、若干この図を見ていると現在の運用の姿を引きずって、要するに将来にわれわれが向かうところの計画値同時同量の姿に行き着いていないんじゃないかというふうな姿の図かなと思っていて。先ほどどなたの委員かがおっしゃったように、もう余り過去の運用に引きずることなく、計画値同時同量に合わせ

てきっぱりとやったら、もう少し簡単な図になるんじゃないかなろうかというふうに私も思いました。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、林先生のほうからお願いしたいと思います。

○林委員

私の方からは、資料6-1に対して2つのコメントと、あと資料6-3に対して1つのコメントがあります。まず資料6-1の8ページなんですけれども、私が前回から申し上げている選択肢5の話でございますけれども、この8ページの3の割引額の算定方法で（1）潮流改善効果に着目した割引の算定と、（2）が設備の利用ということなんですけれども、（1）の潮流の改善効果ということに関しては、高圧と低圧需要にまで送電ロス分を割り引くというのは、ある程度説得力があるのかなというふうに思っています。というのは、どうしても配電ネットワークは低圧、高圧ネットワークも面的にたくさんありますし、皆様もご承知のように例えばビルとか建てるときとかに工事等で配電ネットワークの構成を変えたりして、電気の流れってもうしょっちゅう変わっているんですね。そういった中でなかなかきちんと測ってきめ細かくというのはそもそも限界がある中で、じゃあ何を指標でやるかという中の一つとしてはあり得るのではないのでしょうか。何かをとにかく基準にしないと、もうこの議論は多分水かけ論になってしまうと思った中で、この送電ロスというのはある程度納得できるのではないかと、技術的に送電ロスの研究は我々も少しやっているので、落とすところとしてはアグリーかなという気はしています。ただ、ちょっと気になったのは、現行では特高需要に対して送電ロス分を割り引いているということがもう既にある中で、この高圧需要とか低圧需要に対する送電ロスの割引を同様にさせるかどうかということに対しては確認させていただきたいと思います。させるのであれば、ここは一つの軸としてはあるのではないかと個人的には思っております。

2つ目は、（2）の設備の利用実績に着目した割引の話ですけれども、例えば、高圧の負荷も低圧の負荷も、結局、特高圧のネットワークという上位の電力ネットワークにつながっていかなくて単独ですと、需給バランスとかとれないですし、アンシラリーとか、皆さんの家に届くコンセントの電気の品質は維持されないというわけなんですよね。ですから、常時電気が流れていなくても、何かあったときの補正とか助け船みたいなことを特高圧ネットワークは行っているということです。だから、実潮流がいつも流れているか、流れていないかということ以前に、微妙なその調整が実はもう入ってしまっているということ、ご理解いただきたいなというふうに思っています。例えば島に行って、太陽光と風力と家がたくさんあって電線でつながっていて、じゃあ

コンセントにちゃんとした品質の電気が届くかという、実際は届かないわけです。ということは、ちゃんとした品質の電気が届くのは、その背後に巨大な電力ネットワークがつながっているからということでありまして、電氣的につながっている時点で、もうその保険を常に使って利用しているということになるのではないかと思います。もちろん皆さんいろんなご意見があると思うのですが、私が申し上げたかったのは、特別高圧設備を利用していないかということと実際はしている、その表現もどうなのかなど。多分、大橋先生もそういうところが少し気になられてさきほど発言されたのではないかと感じました。今後、いろんな方々の意見もあると思いますけれども、そこは大事になってくると思っております。

あと、今度資料6-3の4ページなんですけれども、供給予備率の話でございまして、左側に現在の必要予備力の考え方ということで、先ほど安永さんからもお話ありましたけれども、20年前の変動という、偶発的需給変動対応ということで7%とありますけれども、皆さんもご承知のとおり20年後の今を考えますと、太陽光とか風力とか変動電源がたくさん入ってきて、まさに色々と課題になってくる中で、その自然変動電源の偶発的変動、先ほど児玉委員からもありましたけれども、太陽光や風力の予測って私も研究していますけれども、当たらないですね。もうびたっと当たる方が難しく、皆さん技術を磨いているのが実際なので、そういう偶発的変動もちゃんと加味した予備力、要はこれは最後のネットワークでの安定供給のとりでになるので、供給予備力の確保が足りなかったがゆえに例えば太陽光や風力が悪いというのもおかしいですし、もともと太陽光や風力のメリットとデメリットを考えて、環境には優しいけれど、どうしても変動して予測が難しいのであれば、そこをつなげたネットワークの中で予備率をしっかりと確保して、一方でなるべく電気代が上がらないようにやるという、これがまた非常に難しいんだと思うんですけれども、そういうことを是非いろいろと考えていただきたいなと思います。

これは広域推進機関で再検討いただくということでございますので、そこで利益が相反するいろいろな方々で決められる中で、そこにはやはり中立的な評価者みたいな方が入られて、公平にちゃんと仕切る人がいてやるべきだと思いますので、そこはしっかりと対応していただければと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、遠藤委員、沖委員というふうにいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○遠藤委員

ありがとうございます。同時同量とインバランスに関しまして4点、そのほかに3点、発言さ

せていただきます。

まず、資料6-2の5ページ、発電所のメーターについてでございます。先ほどもご意見の委員の方からありましたが、資料のご提案の趣旨は、計画値同時同量を一般電気事業者にも実施するに当たって、30分メーターへの変更が必要になるのですが、それを一度に取り換えると費用負担が非常に大変なので、特別措置を講じるということだと思っております。

現在どうなっているかという、新電力が発電事業者と契約する際には、30分メーターへの交換というのは必須になっております。この費用負担が非常に重かったりしたことによって、新電力への契約の切り替えを発電事業者の方が断念してしまったりとか、切り替え時期が何カ月も遅れるというようなことの苦勞を今までずっと重ねてきております。

それを踏まえますと、この措置が、どの新電力から見ても恐らく簡単に納得できるものではないですし、それを、そのような逆の意味での非対称な扱いが続いていたということ、皆様にご理解いただきたいと思っております。

ただ、一方で現実的な解決策も必要であるということであれば、一般電気事業者のメーターの取り替えについては、一度にやるとは言わないまでも数年、できれば二、三年の間に完了するということが可能なのではないかと思っております。

3ポツのところに「将来的に」という表現がありますが、これは「早期に」という言葉にぜひ修正していただきたいと思っておりますし、それから、2ポツのところにありますような新規参入者への緩和措置、これも同時に実施していただきたいということでございます。それが1点目です。

それから、続きまして2点目なのですが、これは同じ資料の2ページ目、インバランス料金単価の公表タイミングについてでございます。このご説明によりますと、インバランス料金単価が事業者には知らされるのは1カ月以上経ってからということになっております。会社経営の観点から申しますと、収支管理というのはできるだけタイムリーに行いたいということで、それが一般的である中で、1カ月以上の遅れというのは余りにも遅過ぎるのではないかと感じております。

また、発電所のトラブルがあった場合には大きなインバランスが発生するわけですが、いろいろな事故後の対応の中において、できるだけ早くインバランス料金を知りたいということもありますし、それから、確定値が1カ月も2カ月も遅れてしまうと、決算処理にも影響が出てくるのではないかと思っております。

この資料の2ページ目の丸の2つ目にありますように、料金確定の期間短縮について、コストを余りかけないでどこまでできるのかという検討を、ぜひお願いしたいと思っております。

それからまた、今、一般電気事業者が公表している電気予報というのがありますが、これは実績値にある程度の推測も含まれていると伺っています。同じような考え方で、このインバランス

料金単価の実績値についても、参考値という形で速報を出していただくことができないのか、こういった検討もぜひお願いしたいと思っております。

それから3点目は、FIT制度と計画値同時同量の関係です。今回新たに追加された特例制度の②というのがありますが、これは制度の①に比べて小売の努力が活かされる制度となっておりますので、この2つが選択できるという事務局案に賛成申し上げます。

その上で要望を申し上げますが、これも先ほどご意見がありましたけれども、小売事業者が頑張っただけで高い精度の予測をしたことが報われるような仕組みにしていきたいということです。24ページの下の方の2つ目のところに書いてありますが、一案として、特例制度①の回避可能費用を②よりも高目に設定することがあげられるということですが、他の方法も含めて検討していただいて、実効的に特例制度の②を選択する事業者が増えて、その結果として系統全体の予測精度向上に資するような仕組みとしていただきたいということでございます。

続きまして、4点目でございます。計画値同時同量の具体的な業務フローについてです。

前半の論点1と2については特に異論はございませんので、この考え方で進めていただきたいと思っております。

35ページ目以降の追加的論点につきましては、まだ実務的な課題が残っていると思っておりますので、詳細な議論を行っていただきたいと思っております。特に、いわゆる、電源の紐づけと申していますが、その概念が残っていると思っております、せっかく計画値同時同量になるのであれば、このところについてはドラスティックに考え方を変化させてもいいのではないかと思っております。

その紐づけというのは、旧来の同時同量を踏襲した煩雑で必要性の乏しい考え方ですので、できる限り排除していくことが新しい電力システムにはふさわしいと思っております。ぜひその方向で検討していただくようお願いいたします。

それから、次に資料6-1の託送料金の割引制度ですが、8ページに、先ほどからよく出ていますが選択肢5というのがあります、これに対しましては基本的に賛成申し上げます。事務局案に示されているとおり、割引価格の設定に当たっては、設備の利用実績等も含め実態を反映した形で整理していただければと思っております。

それから、送配電部門の調整力についてですが、資料6-3の1ページ目のところに、アンシラリーサービス費というのが出ていて、数字がもう出ているのですが、注書きの2のところにあります、出力調整の上げ代を確保していくための費用というのが含まれていないということでございます。これは電事連さんのご説明された資料4の8ページ目にも試算結果の数字が出ておりません。これについては、私どもにはこの金額のインパクトというのが全く想像つきませんので、この数値が出た時点で改めてご審議をいただくようお願いしたいと思います。

それから最後に、一般担保についてですが、新規参入者から見ると、これもある種、非対称な一般電気事業者の優遇策であると思っております。できる限り早い時期に廃止されることを望みますが、ご意見がありましたようにいろいろな懸念もあるということ踏まえ、事務局ご提案の既発・新発いずれについてもご提案の方策で妥当なのかなと考えております。

ただし、このような優遇措置があることも踏まえた上で、電力市場全体が公平な競争環境となるように総合的な制度設計をしていただくことを、エネ庁さんにはお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、沖委員、お願いいたします。

○沖委員

すみません、意見を言う前に質問をちょっと、中野さんにちょっとお願いしたいんですけど。ちょっと聞き漏らしたのかもしれないんですが。以前その調整力、予備力の確保のために、これまでは5%で今後は7%必要だというお話だったと思うんですけど、以前が5%で今回7%になった、その違いといいますか、そこをちょっと聞き逃したのか、大変申しわけないんですがご説明いただきたいなと思ひまして、そこだけお願いします。

○中野委員

先ほども少しお話ししたけれども、今までは系統運用者としてアンシラリーサービスということとで5%分を料金をいただいておりましたけれども、先ほどお話ししましたように、今度ライセンス制導入になりますと、今までは小売料金なりでそれを回収していたのですけれども、今度は託送料金という、我々の一般送配電事業者で回収しなければいけないということになりまして、先ほどお話ししました年間計画段階でいうとやはり7%、現行でいいますと7%が必要だと考えておりますので、その5と7の違いでございます。

○沖委員

そうすると今の2%は誰が取っているのですか。

○中野委員

ですから小売料金のほうで回収していると考えています。

○沖委員

ということは、その2%は最終的には送配電部門に戻っているということですか。

○中野委員

ライセンス導入後は……。

○沖委員

いや、現在のお話ですけれども。

○中野委員

現在ですか。現在は、ですからまだそこは社内取引上は5%分しかやりとりしていない。

○沖委員

じゃあ、その2%分というのは、戻っていないということは小売部門での収入になっているということですね。

○中野委員

収入ですか。費用ですね。

○沖委員

費用といたしますか。

○中野委員

はい。

○沖委員

費用をそっちのほうの分担で今処理しているという意味ですか。

○中野委員

はい。

○沖委員

分かりました。

それでは、資料6-1-8ページ、何度も何度も出てあれなんです、ほぼ賛成の意見が出ておられるので、私どもも基本的には賛成ですが、具体的なお話で恐縮ですが、需要地近接性を今回改めて決めたというのは非常にありがたいことです。それから高圧以下の電源については考慮しますということもありますので、基本的には逆潮流の部分はもちろんあると思うので、そこは考慮した上で評価いただけるというのは実にありがたいと思います。

僕のほうで考えたのですが、根拠としてですけれども、実は日本全体の需要のうちの約4分の3が高圧以下の需要だと思えます。その意味ではざっくり見た感じですが、全体のうちの高圧の部分が4分の3あれば、大体高圧以下に電源ができれば潮流改善といたしますか、もともとある特高から高圧に落ちる電気の分の減ることになりますので、その意味ではざっくり高圧に連系するものについては割引があってもいいのかなと。1つの荒っぽい考えですけれども。

それから、現在の需要地近接性の、全体をみる特高のロスの低減があるという部分の考慮の分とこれは重なってもいいのかなと。それとこれとは別の考え方でそれぞれ割引があってもいいの

だろうと考えています。

それから、3にあります割引の算定の方法ですが、これについては(1)の潮流改善という形が今ご意見が幾つかありましたけれども、これもそちらのほうがなじむのかなと思います。これについても発電電力量、その発電者が出した電力量に基づいた、重量に合わせた割引を求めるというのが一番合理的かなと思います。

次に資料6-2にあります、35ページから36ページのお話をさせていただきます。転売のお話ですが、今回の資料の中で転売する場合に、例えば35ページですが、エリアの α β γ がありますが、このBG1、エリアの γ の電気がXがYへ転売するケース、このケースですが、例えばと2つ目の○のところに書いてありますけれども、どのエリアの発電BGから調達した電気を転売しているかを調達計画に明記することとしてはどうかとここに書いてあります。なぜ明記することが必要なのか我々から見ると少し違和感がありますので、自家発電談の方も今お話になったと思いますが、ここの部分を、なぜこれが必要になってくるかを、前に遠藤さんからもお話がありました紐付きの話とかあると思いますが、この辺のところを、これまでずっと十何年もこの形でやってはいますが、これについて少しご説明いただければありがたいというのが1つです。

それからこれに合わせて、JEPXの話ですが、転売する場合にですけれども、同じくこういったいわゆる紐付きの話があると思います。これをおそらくシステム、我々は実は今、毎日取引をやっていますけれども、この中にきちんとどこの電気が来たか、匿名にはなっていますが約定番号がきちんとついていて、番号だけですが、どこの電気かはある程度識別できるようなデータだけはいただいています。どこかは分からないですが、我々も系統コードとか事業者コードとかを付けながら札を出すということをやっていますので、おそらくJEPXさんの中では紐が全部付いているのだろうことは想像できますが、これをこれから延々と1時間増し以上とか、いろいろなものにどんどん使っていくということは現実的にはちょっと無理といえますか、厳しいのではないかとということが、それからシステム上非常に負担がかかるのではないかとということを考えると、実はこの紐付きの話はどこかで諦めるという言い方は変ですが、やめるべきではないかなというのが我々新電力側の考えとしてもあるということで、なぜできないのか。やるならどういうやり方があるのかということを一般的電気事業者の方々から少しご説明いただければ大変うれしいと思います。

それから最後に、これはお願いですが、実はJEPXからきょうご説明がありましたけれども、実は1時間前市場の件で取引をやってくれるというお話がありました。例えばですが1時間前市場の開場です、いつから開くという、例えばそういう話もあると思います。今はスポット市場が終わってから開くといったイメージを持っておられるように漏れ聞いています。実は我々として

は1時間前市場の開場をスポットの約定後ではなくて、それ以前から開いていただけないかなといった希望もございまして、実はそういったことをこの場で議論するのは少し細かすぎるという気がしますので、そういったいろいろな新しい制度のつくり方に対して別の場でご議論できるようなところを設けていただいて、我々も参加させていただきたいなという、これはお願いでございますので、よろしく申し上げます。以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。それでは松村委員からお願いいたします。

○松村委員

まず資料4についてです。私は資料4の議論に多くの点で納得していない。皆が納得したからこのままこの方向でいくと考えられたら困る。

まず確認したいのですが、資料4と資料6－3共通だと思うのですが、基本的にはここで出てきているのは発電費と託送料の配分を変えるということをしているのであって、全体としてどれだけ予備力が必要だという類の発想は今までと変えていないと理解しています。もし、この私の理解が間違っていたら教えてください。

もちろん自然変動電源がこれから大量に入ってきて、もっと必要になるという議論が必要だというのは分かっていますが、それはこれからのこと。そのあとの数値にはこの点が入っていないはず。とりあえずそれを前提として議論させていただきます。最初に、安定供給を維持するためにそれぞれの事業者が責務を果たすとあります。もちろんそうだ。これは納得します。その後でまず小売事業者が果たす役割と書いてあって、一方でその後送配電事業と出てきています。私は基本的には安定供給に第一義に責任を負っているのは送配電事業者で、その次が広域機関。もちろん小売事業者も発電事業者も責務を負っている、供給力を確保するという形で責務を負っているけれども、そういう責務をちゃんと果たせるように制度設計はしていくという意味では政府、行政機関も責任を負っている。そういう程度のことであって、最初に出てくるべきは当然送配電事業者だと思います。その点誤解がないようにお願いします。

次、ここに出てきた数量、必要な予備力と、かつての一般電気事業者の行動と本当にコンシステントなのか疑っています。この点追々説明してください。例えば全国融通が発動された局面で、前日断面で、つまりスポット取引ができる断面のところでは3%ぎりぎりぐらしか予備力が確保されていなかったのにもかかわらず、取引所を使って追加調達を努力をせず、どうしてそうしなかったのですかという、3%超えていたから大丈夫だと思いましたがと答え、ところが予想外の需要変動なり電源の脱落などがあって、結局、全国融通を発動せざるを得なかったなどというようなことがもし仮にあったとすれば、それはE S C Jに記録として残っていると思いますから、

そういうことがかつてあったかわかるはずです。かつては3%が確保されていればそれ以上の追加的努力をしなかった事例だってあるではないか。もちろん1年365日の中ではごくわずかなデータしかE S C Jには残っていないわけですがけれども、そういうごくわずかに出てきたところの例ですらそんなことがあったとすると、それが本当にここで書かれていることとコンシステントであるようには見えません。どういう理屈でコンシステントだったのかは、今後説明してください。私はそういうことがあったのではないかと疑っているだけなので、そのようなことは決してなかった。5%を下回りそうなときには、少なくとも震災前には、J E P Xができた後、震災前の時期では、ちゃんと取引所で調達していましたと言っていただけでももちろんいったん納得します。例えばそのようなときには、安定供給を犠牲にしても取引所取引はしたくなかった。これからは改めます、ということなのかもしれない。どういう説明なのか私には想像もつかないが、とりあえず過去の行動とコンシステントだというのが我々素人にも分かるようにきちんと説明してください。

この議論はまだ始まったばかりで、精査する必要があると思います。過去の行動から最低限3%は絶対に必要で、それから日本全体でどこかの最大の発電機が落ちたときに互いに助け合っ、それを救える予備力も必要でしょうし、その際には連系線の制約があるなら、その点は考慮することも必要だと思いますが、そういうふうを考えるなら、需要量の何パーセントといういいかげんな考え方ではなく、単機最大容量がどれだけあって、連系線の制約がどうなっているという、そういうことを考えた数字になってくると思います。

いずれにせよ、ここに出てきたものはとりあえず言い値としては伺いましたが、まだ完全に納得できていないので、今後も説明をお願いします。ただ、一方でこれからもうすぐに制度が始まり、そのときに一般電気事業者はこれだけ予備力が必要だといひ、その料金を託送料で回収できないならば用意できない。その結果としてわずかな託送料にこだわって、そこを認めないと言った結果として大停電を起こすなどということは本意ではありませんので、これで制度が始まってしまうとしても、それはやむを得ないと思います。いずれにせよ、これがオーソライズされて、正しいものとなって、この後議論されない。あとは自然変動電源のところで増える部分だけだなどということに決してならないように、ちゃんとこれだけ必要だということを今後もきちんと議論していく必要があると思います。

それから、自然変動電源の増加に伴って今までよりも更に大きな予備力あるいはアンシラリーのための設備が必要になってくるというのは、説得力のある話だと思います。これから議論していく必要が出てくるのだと思います。これを広域機関で議論するときにはちゃんと素人にも分かるようにまっとうな議論をしていただきたい。E S C Jで風力発電の連系可能量を議論していた

ときに、そのときには事業者だけではなくて中立者も入っていて議論していたということですが、今度広域機関には中立者の委員がなくなっているの、その点少し心配です。

更に中立者が入っていても、例えば風力の連系可能量で、風力の発電のばらつきをとる時期と需要をとる時期が違っているのなどという、素人がみたってどう考えてもおかしい議論をしても誰も指摘しないし、仮に指摘され、事業者が改めなくてもそのまま放置するような、そんないいかげんな委員会でもオーソライズされたものが出てきて、そのコストは託送料で負ってくださいなどと言われても困る。普通の人が聞いても分かるようにきちんとした議論を広域機関でしていただきたい。

次、資料5に関してです。スポット市場の365日化というか、休日に開場しないというのをこれから検討しますというのは、少しのんびりしすぎではないか。時間前のことがここまで具体的に出てくる中で、そんなにゆっくり検討するのか。更に今の発言では必ずしも同時にやらなくてもいい。すごくゆっくりやって、最初から間に合わせるのとは諦めているという感じだったと思うのですが、それはいくらなんでものんびりしすぎなので、もうちょっとちゃんとやってください。

ただ、スポットは365日開場しないほうが良いと積極的に考えているのだとすれば、そういういいかげんなことを言うのではなくて、明示的にそういうべき。しないほうが良いという可能性も相当あるから、だから慎重に議論していますということをちゃんと誠実に言うべきだと思います。例えば休日開場すると、売るほうも買うほうも休日出勤を強いられる。そんなのはかなわないから、事業者のほうのニーズとして休日に開けてほしいなんて誰も言っていないということなら、これから検討しますではなくて、ニーズが少ないので多分やらないと思いますと、はっきり言うべき。そうでないならこれから検討しますでは、ちょっとのんびりしすぎ、逆にニーズがないなら、参加者自らの選択で休日開場しない訳ですから、今後休日開場していないから玉出しが難しいなどと参加者は言うべきでない。

次に資料6-1です。まず8ページのところ。需要地近接性が出てきている。前回、これを廃止する案に対して、廃止する必要はないと言って、その通りにしていただいたので、私が文句つけるのはどう考えてもおかしいのですが、私が言いたかったのは廃止するよりも廃止しないほうがましだということであって、現行の需要地近接性の制度はとても優れた制度だというつもりで言ったのではありませんでした。私は割引額が全く足りないと思っています。これはロス分だけという、ほんのささやかな金額だけになっているわけですが、私は本来なら場合によっては固定費も含めて割引かれるべきだと思っています。

例えばA地域からB地域に恒常的に電気が流れているということがあったとして、更にA地域で発電所が増設されるという計画が目白押しで、したがって基幹送電線を増やさなければいけな

い、増設しなければいけないとすると、仮にB地域で発電所がつくられて、A地域で新たに工場ができて需要が増えることになったとする。その需要をB地域につくった発電所から送る契約ができたとする、実際の電気に色がついているわけではないので、B地域で発電されたものは、そのような潮流のもとなら、B地域で消費されるのでしょうか。そうだけれど、そのような逆潮流がある結果として、もしそれがなかったとしたらば投資しなければいけなかったようなものを投資しなくても済むようになるとか、あるいは容量が空くようになるということもあり得るわけです。この場合、固定費も含め割り引かれるべき。したがって原理的にロスしかないというのは、どう考えてもおかしいと私は思います。この割引率はそもそも小さすぎたのではないかと。託送制度を抜本的に変えていけば、場合によっては固定費分も割り引くところも出てきて決しておかしくないと思います。

そのところで固定費がかなりの程度考慮されるようになれば、2のところで固定費の考慮の負担は相対的に小さくなるのかもしれませんが、そこで固定費が全く考慮されないということなら2のところで相当固定費の割引も考えていただきたい。

いずれにせよ前回、一般的事業者の専門委員からも指摘があったように、今の電気のほとんどの流れは上位系統から下位系統に流れてくるという一方方向を前提としたものであったわけです。そうすると低圧に入れるのは、それが本当に一方方向で恒常的に流れがあるのだとすれば、潮流を改善する効果があるのは明らかになるはず。であれば2のところで固定費を割り引く発想も決しておかしくはないと思います。

いずれにせよ選択肢5が究極に理想的な姿かどうかというのは議論の余地があり、大橋委員がご指摘のように本当に正しい制度とは何なのかをこれから考えていく必要があると思いますが、選択肢5は今の制度よりはそちらに近づいている。したがって選択肢5を基本にしてこの制度を考えていく意味はある。最終的には本当に理想的な制度ができたときは、これを巻き取ればいい。

その最終的に望ましい姿を出すときに、それは工学者の役割だということを大橋先生はおっしゃったのですが、私はそうは思いません。私は大橋先生を含め経済学者こそがその設計に重要な役割を果たすべきだと思っています。

私は未だに震災前から経済学者がずっと言い続けてきたことが正しいと思っています。それは一般電気事業者、あるいは工学系の方が震災前否定的なことを言わずずっと改革できなかったと思っているので、きちんと大橋先生の持論をそういうところで主張して、納得の上で正しい制度を長期的にぜひつくっていただきたい。

次に資料6-2、5ページのところで多くの人からコメントがありました。メータのことです。一般電気事業者が30分単位で測らないようなメータがそんなにたくさんあったのかと、正直こん

なに長く関わってきたのに知らなかったことは恥ずべきことだと思うので、深く反省しています。こんなことがあったのか、こんな非対称なことが今までずっと行われていたのかと改めて呆れた。発電所から新規参入者に送るときにはメータの設置を要求していたのに、自分たちは全然やっていなかったのか。計量法をパスするものはつけていなかったというのは社内取引だったので、それは百歩譲って認められるとしても、こんなこともしていなかったのかというので、正直呆れ果ててしまった。

それで新規参入者としては今までさんざんひどい目に遭わされてきたので、一般電気事業者もちゃんとやれ。すごくコストがかかるというのだったら、なぜ今までそんなコストのかかることを要求してきたのか、新規参入者には強いてきたのか、憤懣やるかたないのはとてもよく分かるのですが、しかし私たちは制度の設計を考えているので、今まで一般電気事業者がひどいことをしてきたから、今度はそのひどいことを自分たちもやりなさいというのは、生産的な議論だとは思えません。明らかにコストがかかるひどいことを無理やり強いて、結果的に電気代が上がることは私たちも望むことではないので、事務局の提案のように時間をかけて最もコストが低くなるような形で取り替えていけばよい。できるだけ早くという要請があるのはとてもよく分かりますが、むやみにコストを増やすのは本位ではないと思いますので、その点はコストを最重視して考えるべきだと思います。

ただし、一方で今までさんざん非対称的なことを押しつけてきた。これからしばらくはその利益を享受するのだということを引きちんと自覚していただいて、自分たちはこういう利益を得ているのだということを一般電気事業者は自覚の上、これからの発言も考えていただきたい。

次に6-2の12ページのところです。バイオマスの混焼に関して、なぜ既契約とこれからの契約を分けなければいけないのか、私はよく分かっていません。こういう類のものは既契約とこれからのものを分けると制度が複雑になるので、できるだけ統一したほうがよいと思います。ただ、バイオの混焼で、実際にこの制度を選ぶ人はほとんどいないと思うので実害はないと思いますが、考え方としては既契約と分けるという発想はできるだけ少なくすべきではないかと思います。

その点、より重要になってくるのは24ページです。類型を2つに分けるというのに関しては合理的な提案だと思います。事務局案としては特例制度のうち、今までと同じことをやるのが、今までと同じ回避可能原価で、成型してもらうものに関しては少し回避可能原価を上げる、こういうことを考えていると思います。この考え方も合理的だと思います。

それに関して、私は、成型しないほうを基準にして、成型するほうのコストを上げるという発想ではなくて、むしろ成型するほうを、例えば回避可能原価を取引所価格にして、現行のものは現行の回避可能原価と取引所価格では差がありますから、その差の分だけ実質的に低い回避可能

原価にするという発想、つまり成型するほうを基準にするほうがいいと思います。

成型された電気なら、その電気の価値は取引所価格と等しくするのが自然です。本来、回避可能原価は電気の価値であったはずで、小売事業者にとっての電気の価値は取引所で調達する電気とかなり近いという発想は、おかしくないと思います。最終的にはそのように設定し、成型しないほうを低くするという発想にするほうが、今後の制度設計はしやすくなるのではないかと思います。

それに関して、成型しないほうを現行のままということに固執するのであれば、現行の火力平均と取引所価格の差を成型コストとみなしてプラス α にする、こういう発想もあり得ると思います。

次の発想は、今私が言った通り取引所価格を成型したほうに適用して、そこからマイナスするという発想です。現行との差ぐらいをマイナスするという発想。私はそっちのほうがよりいいと思います。

更に進めば、これは省新部が賛成してくれるかどうか分かりませんが、そもそも回避可能原価も1年間一定としないで、取引所価格、1日48コマ掛ける365日違う回避可能原価とする。こういう変動する形で回避可能原価を設定するほうが、制度設計としては非常に素直な姿になるのではないかと。成型するものについてはそういうことをやり、成型しないものについてはそこからマイナス α という格好にしたらどうか。私はこのほうが更にいいと思うのですが。

更に言うと、フィードインタリフではなくフィードインプレミアムに移行する発想とこの回避可能原価の提案はとても相性がいいと思います。最終的にそこまで見据えれば、そういうやり方があり得ると思います。これは当然省新部が行うこと、ここで議論するのは越権行為だと思われるかもしれません。しかし、システム改革の文脈からすると、今4つ挙げましたが、4番目に挙げたものは一番システム改革と親和的で、番号が低くなるほどだんだん制度設計上は問題があると私は思います。そのようなことを省新部に伝えることは意味があると思います。それから、ここには新エネ小委員会の委員もいますから、そのことを踏まえて、そちらでも議論していただければと思います。

この点で、これも省新部の管轄のことにこれ以上口出すのは申しわけないのですが、適用する際にはぜひ既契約とこれからの契約を分けないようにしていただきたい。回避可能原価という基本的な考え方、特に成型したとするならば、それは取引所価格と同じ価値があるという発想は既契約のものだって、これからのものだって同じだと思いますから、この類型についてはぜひ既契約のものにもこれが適用できるという方向で議論していくべきだと思います。

次に26ページ以降のところです。事務局のこの資料には大分懸念するところがあったのですが、

安永さんの説明を聞いて安心しました。取引費用を下げることを最重要として、スポットで調達したものを時間前で転売することもできる限り妨げないようにすることを考えているとおっしゃっていただいたので、ぜひそのラインをお願いします。

現行の資料だけを見ると、まだ紐の発想が残っているのではないかとか、あるいは長期的には今後改められるはずの先着優先という発想が過度に重視されているのではないかと懸念がないではないのですが、基本原則を取引費用をできるだけ下げるということをすれば、紐の発想は基本的になくなるはずだと思いますので、その点についてはその基本原則に従って今後は詰めていっていただければと思います。

次に資料6-4です。取引ガイドラインに関しては形式的な見直しだけでなく実質的な見直しもぜひお願いします。実質的な見直しをしなければいけないということは言っていたので安心しました。部分供給に関しても低圧のところにはやらない、強い規制は課さないという方針が出されているということですので、それを踏まえれば常時バックアップのほうも今以上にきつい規制が入ってしかるべきだと私は思います。そのような改正も議論の遡上に乗せるべきだと思います。

最後、6-5です。5年間発行し、その経過期間が終わることによってイコールフィッティングが達成されるというのは私は承服しかねます。イコールフィッティングになるのは発行されたこの一般担保付き社債が全て償還されるという期間、あるいはオプションをずっと持ち続けるのなら、その持ち続けたという期間プラス普通の社債の償還期間、10年なら10年という期間は基本的にまだイコールフィッティングではないと思っています。この経過期間5年が終わったらすぐこれでイコールフィッティングになっているのではなく、その恩恵は社債が償還されるまで受けていることは認識する必要はある。以上です。

○林委員

すみません、委員長。今の松村先生の意見に対して。

○横山座長

どうぞ、林委員からお願いします。

○林委員

私は工学系の委員として座っているので、松村委員から理想的制度ということで、これまで工学系が否定的で、これから経済系でということですが、私はやはり経済性と安定供給はトレードオフでありまして、やはり両輪だと思っています。ですから工学系のメンバーと経済系のメンバーと一緒に手に手を取り合って、ちゃんとした日本の電力システムの議論をすべきです。やはり偏ってはだめで、日本の電力の安定供給に資するというものではどっちも大事だと私は思

っております。

そういう意味では松村委員のコメントに引っ張られて、今後、工学系の委員を外すということは多分ないと思いますけれども、そうならないようにぜひ一緒に手に手を取り合って、松村先生と一緒に、大橋先生も皆さんここにいるメンバーで頑張っていきたいということだけを忘れないうちにコメントしておきます。以上です。

○横山座長

ありがとうございました。松村委員。

○松村委員

誤解を招くような発言で申し訳ありませんでした。まず、安定供給に関してはロスのこと、需要地近接性評価というのはどれぐらいが適正なのかということがなぜ安定供給に直結するかは私はよく分かっていない。なぜトレードオフが出てくるのか、今の林委員の発言はよく分からなかったのですが、それについても後々議論することになるのでしょうか。

それから工学系の委員を外すべきだというつまりで言ったのではありませんでした。全く逆で、基本的に工学系の委員の方がそう言うと、実際に潮流を測るのは難しいと一言言われてしまうと私たちのように技術のことはよく分からない人間は、工学系の先生がそう言うのだからしょうがないかというのですぐ諦めてしまう。経済系の人間の意気地がなさすぎたのではないかというつもりでした。ちゃんと対等に、納得できるまで諦めないという重要な役割を大橋委員にも果たしてほしいということを行ったのであって、大橋委員だけに制度設計に参加してほしいということではなくて、当然工学系の委員が中心的な役割を果たすのだと思います。以上です。

○林委員

ありがとうございます。松村先生の意見を聞いて非常に安心しました。ですから、私たちも工学系委員も一般の人に分かるように今後は意識して、同じレベルに入って、例えばうまくやって技術的になぜできないかを心を尽くして説明していくことは非常に大事だと思っています。そういう意味のコメントでしたら、今後ぜひ私たちも考えていきたいと思っています。どうもありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。それでは、電力さんのほうにも質問等ありましたけれども、瀧本委員、野田委員といきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○瀧本委員

中国電力の瀧本でございます。私のほうから一般担保規定のところを前回に続いてですけれども述べさせていただきたいと思います。

電気事業の経営の自由度の確保という政策目的があることについては十分認識した上で改めて私どもの考えを申し上げたいと思います。まず既発債でございます。既発債については前回WGで改正NTT法と改正電事法の方策の選択性させていただきたいと私のほうから申し上げたかと思ひます。その認識については今日この時点でも変わっていないということでございます。震災以降、資金調達には実際大変苦勞しております、今回法的分離を行うと仮になりました場合には、その場合に改正電気事業法の方策しかない規定されることで今後の社債発行条件の悪化につながらないかと心配をしているということでございます。

それから、前回の資料で政策目的の話として、改正NTT法の方策は新たな事業展開を制約する恐れがあるとされておりましたけれども、既発債はいずれ償還をしていくというものでございますし、あくまでも一時的な状況かなとも思っております。

既発債が仮に残存しているといたしましても、各社の経営状況あるいは既発債の残存量の程度により影響を及ぼす場合もあれば及ぼさない場合もあるということではないかと思ひます。多少の資金調達条件の悪化よりは経営の自由度を優先させるのか、あるいは資金調達条件の悪化の回避を優先させるのか、各社の経営状況あるいは今後の事業戦略によっても異なると思ひます。したがいまして改正NTT法と改正電気事業法の方策を選択可能とさせていただくことが最も経営の自由度確保に資するのではないかと考えているところでございます。

続きまして新発債のことでございます。これも前回WGで申し上げたとおりでございますが、経過措置期間の終了時期を現時点で判断するべきではないという認識に今日時点でも変わりはないと思ひます。経過措置期間を設ける趣旨は、電力の安定供給に必要な資金調達に支障を来さない、こういうことであろうかと思ひます。円滑な資金調達環境が実現しているのか、あるいは不測の事態といったものが生じていないかということを確認していくことが必要だと思ひます。したがいまして一定の仮説に基づきまして経過措置の解除時期を明定化することがされたとしても、その終了前にはその見極めを行って、仮に不十分であると判断されるのであれば期間の延長を含めた必要な措置を講じていただくことについてはぜひともお願いしたいと事業者からはお願いをしたいと思ひます。

いずれにしましても、最終的にはこのWGの皆様の議論に基づいてご判断されるということかと思ひますけれども、仮に法的分離を実施されるということであれば資金調達環境の悪化を生じさせないことに万全を期していただくことを改めてお願い申し上げたいということで私の発言といたします。以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。それでは野田委員、お願いいたします。

○野田委員

関西電力の野田でございます。私からは今までいただいた意見も含めて3点意見を申し述べたいと思います。

まず、資料6-1の託送料金割引についてです。お客さまに電気をお届けするための流通設備にかかるコストは、系統や電源の構成上、大宗の電気が上位電圧から下位電圧に向けて流れる現状を踏まえ、お客さまの供給電圧に応じてご負担をいただくこととしております。今回はこうしたご負担の考え方に加え、需要地近接に電源が設置することによって潮流が改善される効果をどのように評価するかということについて論点となっていると認識しております。

潮流改善効果の評価方法は様々あると考えておりまして、現行の需要地近接性評価の見直しも含め、工夫は考えられるところでありますけれども、設備を利用していないと捉えて割引を行うという考え方には違和感があります。その観点から意見を述べさせていただきたいと思います。

事務局の提案では上位電圧への逆潮流が発生しない地域等に設置される電源は上位電圧の流通設備を利用していないとして託送料金を割引する案が新たに示されたわけではありますが、低圧、高圧の電源を利用するということが託送料金から特別高圧の流通設備コスト相当を割り引いてしまうと、特別高圧のお客さまが低圧電源から電気を購入される場合でもあっても特別高圧の流通設備コストすら申し受けないこととなります。

また、低圧、高圧の電源で発電された電気が物理的には低圧、高圧の需要で消費されると見るこの案では、同時に特別高圧の電源で発電された電気が特別高圧の需要で消費されると見ることもなりかねません。そうしますと低圧、高圧のお客さまが特別高圧の電源から電気を購入される場合でもあっても特別高圧の流通設備コストしか申し受けないこととなります。

小売事業者が調達される電源の所在にかかわらず上位電圧から流れてくる電気をお客さまが使用される実態に照らしますと、こうした結論には大きな違和感を覚えるところであります。少なくとも設備の利用実績に着目して、その上位電圧の流通設備コストを託送料金から割り引くことに対しては負担と受益の関係を損なうため適切ではないと考えています。したがって、私どもとしてはお客さまの供給電圧に応じて設備コストを負担いただく現行の託送制度の基本的な考え方を維持しながら需要地近接性評価のあり方も含めて潮流改善効果の評価方法を工夫することが考えられるものと認識しております。

また、松村委員からご発言がございました設備投資の軽減効果については、ご指摘のとおりでありますけれども、需要が右肩上がりですでにどんどん増えている状況であれば評価も分かりやすいですが、今の需要の先行きでは評価することもなかなか難しいのではないかと考えております。

それから、遠藤委員からご要望がありましたインバランス精算に関する業務フローについて、

料金請求前に算定値を公表する目的やその際のデータ性能などの要件を確認しながら、計量完了から料金の単価確定までの期間ができるだけ短いものとなるようにするなど、対応の可否も含めて、今後システム化も含めた実務的な検討を進めていきたいと思っております。

一方で、本件だけには関わらない一般論といたしまして、各社あるいは広域機関において既に第2段階で必要となるシステム開発に着手しており、短納期の中で何とか間に合わせるように努力しているという実態であります。その上、追加のシステム対応が必要となりますと、品質、コスト、さらには納期にも関わる問題となるのではないかと心配しております。円滑な第2段階のスタートを切るためにはこれらシステムの運用は不可欠であって、インバランス精算の件につきましては、対応の可否も含めて今後精査を進めてまいります。その他、更に追加的なご要望が出てくるようであればその目的や内容、対応可能時期などを精査しながら検討を行うことが必要ではないかと思っています。

最後に3点目でありますけれども、いろいろな方から一般電気事業者の発電所のメーターの同時同量に関しての意見がございました。今回新たに30分計量の必要性が出てきたために対応が必要となるものですが、既存の発電所へのメーター設置においては、電力量計だけでなく大型の機器なども新たに追加する必要がありまして、発電所ごとに設置スペースなどを考慮した対応が必要となってまいります。現実的に設備を設置するスペースをとれない場合もあるほか、全国で千数百カ所ある一般電気事業者の発電所の工事を実施するためには、資機材あるいは工事力の確保が必要となるほか、発電所の停電が必要であるため需給状況についても考慮が必要だと思っています。そのため、ご指摘の趣旨を踏まえながら事務局の資料のとおり、当面実質的に30分同時同量ができるように対処するとともに、今後計画的に30分値メーターへ置き替えていくことで対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。それでは、続きまして寺島委員、お願いいたします。

○寺島委員

ありがとうございます。電源開発の寺島でございます。本日は盛りだくさんの議論の中ではありませんけれども、私からは3点申し上げたいと思います。1点目と2点目は第2段階からの計画値同時同量に関するもの。3点目については、第3段階の制度改正に関するものを考えております。

まず1点目は、まさに計画値同時同量と再エネFITに関する関係でございます。既に何人かの委員の方からもご発言があったところですが、前回、私からは、「再生可能エネルギー拡大と電力システムとしての市場設計をうまく共存させること」、それがどちらかに偏ってしまって、

「制度的なひずみをつくらないこと」が重要であると申し上げ、その点で特に重要になるのが、この「計画値同時同量とFITの回避可能費用の関係整理ではないか」と申し上げたと記憶しております。

その点では、今回の資料の6-2にて、一般送配電事業者がインバランス調整を行って成形した電気を小売事業者側に渡す場合の「特例制度①」と、もう一つは、小売事業者みずからが計画値を確定して、精度予測向上のインセンティブを付与する「特例制度②」という2種類の対応をしていこうとの提案があったこと、そのことについてはご趣旨を理解するものです。

問題は、資料の24ページにありますとおり、それぞれの特例措置の特徴から考えると、再エネ電気を受けている小売事業者にとって、その価値は違うのではないかということであり、その回避可能費用の価格を、それぞれどのように設定するのかということが重要な論点であると思います。この件は、具体的には新エネ小委員会で検討するということではありますけれども、この計画値同時同量を導入することとしたのは電力システム改革委員会であり、その制度設計を検討しているのは我々のワーキンググループであれば、その立場から申し上げなければならないことがあると考えています。すなわちそれは、先ほどどなたかご発言があったと思うのですが、特例措置①で受け取る電気というのは、事務局のご指摘にもありましたとおり、既に成形されたものであり、それは市場取引が可能であると考えれば、その価値は論理的には市場価値と同じであると考えざるべきではないかと思えます。

他の方の意見が幾つかあるようにも先ほど感じられましたが、このワーキンググループの場では、私のような意見にご賛同いただいている方が多いことも信じるところでもあり、ぜひそのような意見を添えて、新エネ小委側の検討の場に移していただければとお願いする次第でございます。

2点目は、計画値同時同量に伴う追加論点についてでございます。本日の資料の6-2の34ページ以降、4つの追加論点が記載されておまして、その内容については詳細かつ実務的なものであると思います。これについても今しがた、何人かの委員の方、オブザーバーの方からもご指摘があったことと思いますが、この詳細制度が本来導入しようとしている制度設計の趣旨をしっかりと踏まえたものでなっているかが重要でありまして、この点は別な論点でお話がありました稲垣委員からは、まさに「真理は細部に宿るのではないか」と、「その元々の理念を忘れてはいけない」といご意見と相通ずるものだと思っております。

本来、ネットワークの利用制度としての計画同時同量というのは、すなわちそれが系統に電気を流入する側も、また系統から電気を引き出す側にとっても、その計画値を遵守するというインセンティブを付与しつつ、それをみずから設定、変更することでそれぞれの事業者の創意工夫を

喚起し、市場の活性化や広域でのメリットオーダーの実現を図るものだと、私どもは、受け止めなければならないと思います。その点では、中長期の相対取引から前日スポット、さらには時間前市場に至る、まさに一連の流れの中で、エリアを越えた取引も含めて、実需給断面に向かって相当量の契約のやりとりがあるはずだと思いますし、効率的な設備利用のためには、その中に幾つもの転売行為があり得るはずではないかと思えます。

特に、今回のシステム改革の今第2弾では、小売事業者に「その需要の変動に応じた供給力の確保義務」を電気事業法上の義務として課すとともに、その実需要断面に近づくことになることで生じるであろう供給力の余力や、その不足分については、ゲートクローズのぎりぎりまで事業者間でやりとりできるようにすること、正に、そのことで安定供給と広域メリットオーダーの実現を同時に図ろうとするのではないかと思っております。

その点では、追加論点4にあります時間前市場は、まさにこの現実に向けて機能を期待されている最たるものではないかと思えます。確かに「連系線の混雑処理問題」とか「空押さえ問題」などの観点もわかりますが、その一方で、転売のたびに元の電気にさかのぼってのひもつけを行わなければならないとしたら、それが結果的に商取引の阻害となるような懸念があり、その点では、本当に系統運用上必要なことなのかどうか、ほかに措置する方法があるのかどうか、真剣な議論が待たれるところではないかと思えます。

繰り返しになって恐縮ですけれども、制度設計を間違えると、ややともすると結果として、本来目指すべき制度趣旨の導入の実現に支障を来す懸念もあります。その様に考えますと、本件が、本日の審議を経て関係事業者での議論に移っていくのであれば、その点十分に配慮して制度設計すべきではないかと思っております。

これら詳細な制度設計の内容2点につきまして、いずれも第2段階で始まる全面自由化を見据えて行われるものであると考えますと、ここは正に、市場の活性化を円滑に進めているために、この詳細制度設計の重要性を改めて感じるところです。以前にも申し上げましたが、小売マーケットの活性化と卸電力市場との活性化とは表裏一体、一体不可分の関係にありまして、それを支えるのが託送制度であるということも含めて考えますと、それがしっかりと機能を発揮していくためには、本日のような詳細制度と同時に重要なのは、適正取引ガイドラインではないかと思っております。その点については、本日の資料でも適正取引ガイドラインの見直しについての議論は上がっておりますが、それにつきましては第2段階に向けて、ぜひとも早い段階からしっかりと、その整備に向けての議論を開始すべきと考えております。

3点目は、前回も申し上げた一般担保規定のことでございます。資料6-5では、新発債につきましては「原則廃止」としつつも、足元の事業環境を見据えて「経過措置の期間を置くこと」

ということ、これについては前回の提案と同じ内容になっていると思いますけれども、さらにその期間について今回の事務局のご提案では「5年と限定してきたこと」は非常に評価できるものであり、ご提案に賛同するものでございます。

当社も以前、民営化の経緯の中で、政府保証債や一般担保付社債から無担保社債に切りかえを行ったものでございます。そういう経験のある者からしますと、現状の事業環境を思うと、当該の事業者が「非常に厳しい」とおっしゃっていること、さらには金融界の方々からのご懸念もわからなくはないのですが、問題はスムーズな切りかえができるか否かにかかっているのではないかと考えております。それであれば、なおさらのこと、スムーズな移行ができるような事業環境を整えることが重要であり、その点では、ある意味では新発債の件でも既発債の件でもそれを問わず重要になるのではないかと考えております。その点では、今回事務局さんの資料の2ページ目の最後の部分に書かれている記載ですが、そこには「エネルギーベストミックスの実現に向けた措置については、金融市場や資金需要動向を見据えて別途検討することが必要である」と記載がありますがまさに、この様に記載されていることに私どもはしっかり着目すべきではないのかと考えております。重要なのは、ここで言うところの措置としてどのような措置を講じていくべきかであり、経過措置の期間を使って、この検討をしっかり進めていくことが重要なのではないかと申し上げたいと考えております。

以上、3点でございます。ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして前田委員、辰巳委員というふうに順番にいきたいと思います。

それでは、前田委員、お願いいたします。

○前田委員

ありがとうございます。中部電力の前田でございます。

私のほうからは、小売の関係でお話をさせていただきたいと思います。

冒頭のほうで稲垣先生からお話も頂戴いたしまして、今回のシステム改革について需要家保護が非常に大事だという、こういうお話を頂戴しております。私どもはまず小売の立場としても、今回のシステム改革が需要家保護を損なうということであってはいけないというふうに考えてございますので、この立場からは安易に契約解除をするということによって、その結果、供給者の変更となるケースが多数生じると、こういうことになると、お客様にとっては供給の安定性を欠くということにもなりかねないというふうに思っておりますので、安易に乱発ということは戒めるべきだというふうに考えてございます。

さらに、そうではあっても支払いいただけないと、こういう理由によってやむを得ず契約を解除せざるを得ないという場合についても今回整理をいただきましたように、解除予告の通知ということについてはできるだけ丁寧に対応させていただきたいというふうに思っております。

需要家保護という、これは政策目的ということだと思いますので、この実現の観点ということから考えますと、全ての小売事業者が確実にこういった対応をしていくということが必要だというふうに思っておりますので、稲垣先生のほうからは適正取引ガイドラインという今、お話がございましたが、言葉がいいかどうかは別にして、何らかのやはりガイドラインというような形で遵守を促していくということが重要ではないかというふうに思っております。

稲垣先生のほうから、綱渡りのような組み合わせというお話がございましたが、私どももそういう意味では営配分離ということで、私は営業なんですけれども、半分小売になり半分流通になるということで、今までこれを一体でやってきたものを今度は分けて、こういった需要家保護を考えていかなければならないということですので、できるだけそれぞれに今回整理されたような役割分担をきっちり守っていくということが需要家保護ということにつながっていくというふうに考えておりますので、そういった方向で努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それではお待たせしました、辰巳委員、お願いいたします。

○辰巳委員

お待たせしました。ありがとうございます。

私も最初に稲垣先生がおっしゃってくださったように、まさに自由化のことは内容的にも難しい話なので、重要視して検討して下さっているということをまず評価します。それで、今回の資料もいろんなケースを考えて、その場合はこうしちゃいけないというふうなことを需要家の方に言うて下さっているということは非常によかったなというふうにまずは思いました。

それで、6-1の14ページ以降です。ただ、ちょっと気になっているのは、実際どうなるのかわからないんですけども、小口の自由化がスタートしたときの小売の方たちの売り方なんですけれども、売り方というのかな、シンプルに電気だけを今のように買える状況にあるならば、きょうのお話なんかはそのとおりでいいと思っているんですけども、ほかのものとの合わせ技でいろいろとわからないような格好の売り方が起こるのではないかといううわさを聞いておりますもので、そういう点では、この電気の話だけで割り切って考えていて本当にいいのかなというのが非常に私にとってはまだ疑問が残っているんです。

ここでこんな場合がありますねと具体例を出してご説明できれば一番いいのかもしれないんですけども、そこまで具体的な、どんな販売方法になるのかというのも私も理解しておりません。ですから、そういう意味では、想定できないことが起こり得るかもしれないな——需要家保護の視点で——ということ考えた上で、自由化スタートした後も、やっぱりきちんと市場の状況をフォローアップというのか、それが先ほどおっしゃっていた広域機関での監視になるのかどうかちょっとよくわからないんですけども、きちんとフォローアップしながら、やっぱり柔軟に変更していくこともあるというふうなことを何かどこかに書いておいていただきたいなど。だから、今確かに需要家の方にとって厳しい表現にはなっていますが、さらに売り方によってはもっと厳しいことが起こるかもしれないというふうなことも何かちょっと追加であつたらいいのかなというふうに思いました。それが1つです。

あともう一つだけ、これは質問になるのかもしれないんですけども、私自身が余りよく理解できていないからかもしれないんですけども、先ほどからひもつきをやめるというお話が何度も出てきております。それは確かに作業上というか、本当に短い時間の中であちこちに電気を移動するのかわからない、買う人がかわるといふような状況があつたときに、いちいちひもつきにしていたらというお話なんだろうと思ってお聞きはしているんですけども、買う消費者に前からうるさく私、言っているんですけども、自分の買う電気の電源は何だということを知りたいなというふうに思う人に対して、今のお話というのはどこまで耐えられるというか、誤差範囲の量なのでいいやというふうに言えるのか、そのあたりがちょっとよくわからなくて、卸売電力市場で取引される分のところがわからなくなるようなお話かなというふうに拙く理解しているんですけども、どのように考えればいいのでしょうかということを誰に質問したらいいのかもよくわかりませんが、質問したいです。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、先ほどJEPXさんへの質問もありましたので、國松さんのほうから何かコメントがあるそうなので、よろしく願います。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。

委員の皆様からいろいろご質問、ご意見を頂戴しているところを少し回答させていただきたいというところがございます。

まず、土日解除の検討に関しましては、松村委員からのご指摘のとおりでございます、その

ようなイメージというかニーズを聞いておって、そう判断していたのが実態のところでございます。土日解除に関しては、私の知る限りではニーズがなかったというのが実態で、実際には本日ニーズという形で挙げていただいております、それを受けまして、しかるべき検討の場を用意して、そこでしっかり議論してまいりたいと。同時でなくても構わないというのは、遅くてももちろんいいですし、早くてもスポットが土日解除できるのであればしたほうがいいという趣旨で申し上げます。1時間前使用と同時じゃなきゃいけない話ではないということでございますので、そこはご了承いただきたいと思っております。

沖委員からもございました1時間前使用の開設時刻に関しまして、ご指摘のとおり翌日計画の確定後、取引を開始するイメージで今、設計してございます。その前提の設計になっておりますので、それをもう少し早めるということが今後、ルール、プロセスの設計上成り立つかどうかも含めて検討したいと考えてございまして、その前にあるニーズがどの程度あるかについても、もう一度ニーズのある方からお話を伺う場を設けていきたいと考えてございまして。

資料上でございます点でございますが、インバランス料金の算定・公表に関しまして、特にアルファ値の計算に関しましては卸電力取引所——私どもですということの整理をいただいております。私どもとしましては、全体システムの改革に関しまして自主的・積極的に取り組んで、システム開発をどんどん行っていきたいと思っております。また、その公表が早ければ早いほどいいというお声も頂戴しました。早く公表できる方法、例えば上限・下限の公表だけであれば早目にできるとか、そういったことも考えつつシステム設計に取り組んでいきたいと考えてございまして。

最後ですが、ひもづけの件でございます。現在、先ほどご質問いただきましたとおり、取引所で買った電気に関しましては、皆様のご意見のとおりなんです、ひもづけ、発電バランスグループ——発電BGと小売BGを必ずひもをつけないといけないという形で売買をしますと非常に煩雑になる。実際のところは実状、転売ができなくなる。一度の転売ぐらいいか恐らくできないというふうに考えられます。ですので、転売買というものを今後活性化ということを考えていただくのであれば、発電バランスグループと小売バランスグループのひもというものに関しましては、もう少し大枠の考えを入れていただかなければ転売買の活性化というもの、1時間前使用の活性化というものははかりにくいと思っております。

そうなったときに、では発電様式は自然エネルギーだけしか使わないという小売事業者さんがどうかという点でございますけれども、その方は恐らくそこにプレミアムを感じられるので、私ども取引所を使えないことになると思っております。使った時点で何か混ざるのは実のところだと思います。ただ、その量がいかにほどかを自主的に公表することによって回避することはできます。私

ども99%自然エネルギー、1%は取引所で買っているのだからわからないという公表の仕方をされれば問題はないかというように思います。

すみません、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、すみません、順番をちょっと。圓尾委員ですね。よろしくお願いします。

○圓尾委員

ありがとうございます。

2点ほどお話しさせていただきます。

1つは、再三出てきています資料6-1の8ページです。私も、割引料等の細かい算定方法が書いていないので、おおむねこれでいいとは思いますが、何人かの方もおっしゃったとおり、余り細かくやろうとしてもコストだけかかって無駄だと思いますので、ある程度ざっくり地域を区切って決めていくことが大事だと思います。

ただ、逆潮についても、常に逆潮している地域もあれば、全然しないところもあるでしょうし、したりしなかったりで、ならしてみたら半分ぐらいという地域もあると思いますので、こういう割引制度を入れるとしたら、例えば地域を区切った上で割引を100%入れるところと50%入れるところとゼロにするところ、というような形で色をつけていくのも一つの考え方かなと思っております。そのときには市町村単位よりももう少し細かいものが、最初は大変な作業になりますけれども、必要と思います。

それから、幾つか議論がありました、最後の特高設備の固定費の割引に関してです。私も林先生のお話を伺っていて、確かに低圧から低圧へということで使っている需要家も、何かあったときの補正を上位系統に頼っているという意味では、全くこの固定費を無視するわけにはいかないというのはなるほどと思ったのですが、ただ一方で、非常に需要が過多で低圧の電源があれば助かるエリアで、上位系統から流れてきたものをそのまま使っている方と全く差をつけないというのも、また変な話だと思いますので、ゼロか100かじゃなくてその間のどこかに解があり、これから詰めていかなきゃいけないのかなと思いました。これが1点目です。

それから、もう一つは一般担保の話です。前回たくさんお話ししましたので、特に付け足すことも差し引くこともありません。基本的には事務局案に賛成したい、サポートしたいと思います。ただ、瀧本委員のお話を伺っていて2つほどコメントしておこうと思いました。

1つは、既発債のことにに関して2点お話があったと思います。資金調達に3.11の後、苦勞されてきたというのはその通りでして、ですから社債発行条件の悪化につながらないかということ

心配されているのはごもっともだと思います。これはマーケットの話ですから、絶対こうなるということは当然私も言えませんし、誰も言えない話だと思います。ただ、前回申し上げましたけれども、私がいろんな投資家さんとディスカッションして、いろんな情報を集めている限りにおいては、NTT方式と今回の方式とそんなに有為な差はないと思います。むしろ投資家さんの関心は、分社化した後の各子会社のキャッシュフローがどういう形になるのか、それを安定化させるためにどんな戦略を各社が持っているのか、もしくは拡大させるための積極的な戦略としてどういうことを考えていらっしゃるのか、ということを知りたがっています。ですから、ご懸念はもっともだと思いますけれども、むしろ今後の自分たちの姿を積極的にご説明されることで、それ以上の成果はあるんじゃないかと思っております。

それから既発債に関して「いずれ償還されるから」というご発言がありました。こっちは、もっとも問題だと思っております。聞いていて椅子から転げ落ちそうになりました。それは何かと言えば、2016年には全面自由化が始まって、恐らく経営者としてはいろんなことを判断して、会社の形態の変更も含めて判断をしていかなきゃいけない時期になってくると思います。ところが、この事務局案のとおりであれば、もしそのタイミングで8年債とか10年債とかを出している、そういう状況になったにもかかわらず、10年もしくはそれ以上の年限、手足を縛られる可能性があります。これを「一時的」と言われると非常に違和感があります。97年に東電の荒木さんが「普通の会社になろう」「兜町を向いて仕事をしよう」とおっしゃって、あれからもう17年も経ちます。普通の会社の感覚では、今日やるべきことは今日やりますし、明日見付かったら明日やる、というそのスピード感が非常に大事だと思います。ぜひ、十数年のことを「一時的」と言う感覚を改めていただいて、我々も無い知恵を絞って色んな事を提案させて頂きたいと思いますので、より良い会社に、より良い業界に少しでも早く近づくように、お互い一緒に知恵を絞っていければと思います。そこの考え方を改めて頂ければと思います。

それから、新発債に関しては、資金調達状況が10年先どうなるか分からないというのも、ごもっともですし、不測の事態も勿論あることだと思いますが、不測の事態が起きて資金調達状況が非常に悪化して問題だという状況を、監督官庁が野放しにするということもあり得ない話だと思います。不測の事態のことを心配するのは当然ですけれども、それよりは、やるべきことをきちんとやるのが大事です。寺島さんの話にもありましたように、まずはそれをやり、それで不測の事態になったら、速やかにまた知恵を出し合って解決策を目指していくというのが本来の姿じゃないかなと思っております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

もう札を立てておられる方、稲垣委員、お願いいたします。

○稲垣委員

2度発言して恐縮なんですけど、先ほど需要家保護とか理念との関係ということを中心すべきだということをお願いしたんですけど、それはディテールもそうなんですけれども、大事なことが非常に大きなところにもありそうな気がして、あえて発言します。

それは電力市場、それから電力の価格、これをどういうふうな枠組みで捉える、考えるのかということも今の辰巳委員と、それからJEPXの方のお話を聞いていて、これは必要なんだなということを感じたわけです。

我々は競争とか自由化といったときに、一般電気事業者が新規事業者が参入する環境をつくるということだけを考えがちなんですけれども、例えば我々がベースにしている報告書ですか、あの中には需要家が電源の種別を選ぶことができる、これを確保するんだということを書いているんです。これが先ほど辰巳委員がおっしゃったことなわけなんですけれども、この記述というのは実は、真剣に実現する必要があると思う。客観的には電気に色はないわけだから、具体的な方法としては小売事業者が調達電源の種別を企業の情報開示でやっていくという方法しかないと思うんですけど、そこにとどまると、逆に言うと、おっしゃるように、そうした事業者は電力市場を使うことができなくなる。つまり、コストが非常に高くなる。いわば辰巳委員のおっしゃる、私が使う電気は例えば自然エネルギーだけよというその選択をしようとするユーザーは何しかできなくなるかということ、産直あるいは自分でプログラマーしている事業者からしか電気を買えなくなるということになりますよね。これはまさにおっしゃるとおりだと思うんです。あの報告書の発想ってそういう発想だったのかというのは、改めて考えてしまうんです。私も電気に色はないんだから、辰巳委員とは意見は本当は違うんです。違うんだけど、あそこの報告書にはそれが書いてある以上は、コストの価格の面でも、それから市場が果たす役割についてもやっぱり考えなきゃいけないんだというふうに思うんです。単純に小売事業者の情報開示の問題だけではなくて、コストとか制度とか市場のあり方とか市場の果たす役割とか、そういうところまで突っ込んで私が色のついた電源を買えるようにするという仕組みを考えなきゃいけないというのがあの報告書なんだと思うんです。

技術的に何ができるのかってすごく私は矛盾する課題を突きつけられているわけだから難しいんだとは思いますが、精一杯考えてもやっぱりここまでだよ。市場は市場でやり方があってもいいけど、できる範囲というのは精一杯やったとしても、あるいはいろいろ改革したとしてもできないこともあるだろう。それから事業者もそうだし、でも、それは率直に考えれば企業の情

報開示だけで済みます。あとは価格については産直事業者を選ぶんだから高いのは当たり前だろうと。市場は知らんよ、そんなことはと、市場のことばかり言ってごめんなさい。小売事業者とかネットワークや発電も関係すると思うので役所に対して言っている、安永さんに課題を投げているつもりなんだけれども、やっぱりそのところは精一杯考えているけれどもここまでしかできないんだよというのはトレースとかやっぱりやってもらいたいと思うんです。技術的にはできないんじゃないのと僕は思うんだけど、そのところを何とか技術、先ほど工学と経済学の話がありましたけれども、本当に知恵を授けていただきたいというふうには思います。

言いたいのはそういうことでありまして、需要家の保護って単純に安定供給とか安くなればいいのか、そんな話だけじゃないぞということもぜひ理解していただきたいというふうには思います。

○横山座長

わかりました。ありがとうございました。

それでは、辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員

稲垣委員に、ありがとうございます。そのとおりです。

○横山座長

全体的なご意見でも結構ですけれども、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局へのいろいろご意見もご質問もありました。

それでは、寺島さん、お願いします。

○寺島委員

すみません、時間の最後に一言だけ。先ほどの「市場での取引」の問題と「需要家のいわゆる電気の種類の選択肢の自由」の問題と、ちょっと私なりに整理させていただきつつ、辰巳委員、稲垣委員のお二人のご発言に対して申し上げたいと思うのです。

今般の電力システム改革全般のなかで、いわゆる需要家さんが「私は再生可能エネルギーの電気が欲しい」というときであって、それは取引所取引からでは難しいとなったとしても、発電事業者さんから相対取引なりで契約を結ぶことであれば、決して自分で発電所をつくらなくても、また再生可能エネルギーをつくらなくても、そういう事業者さんから契約を結ぶことで選択ができるような形に、このシステム改革はしていかななくてはいけない、ないしは、そうなっていると私は考えております。

一方で、電気というものの特徴から、いろいろな調達方法がありますので、そこを実現するためには取引所取引というのが非常にやりやすい効果もあるので、その活性化を考えているということであり、これは決して「どちらかができて、どちらかができない」ということではないと

考えております。

その点だけ、事業者の立場、専門委員の立場として少しだけ補足させていただければと思います。

○横山座長

ありがとうございました。

そのほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、安永さんのほうからお願いしたいと思います。

○安永調整官

ありがとうございました。

きょうは質問は意外と少なく、むしろご指摘事項を大量に頂戴いたしましたので、改めてきょうのご指摘を踏まえて、いろいろなご指摘を頂戴いたしました検討していきたいと思っております。

質問は1つ、辰巳委員のまさにひもつけ問題と今のメニューの問題でございますけれども、稲垣委員からもお話がありましたように、電気を選ぶというのはまさにシステム改革で選択肢という一つの大きな、いろいろな選択肢があります、事業者を選ぶ、メニューを選ぶ、それから電気の種類を選ぶ、いろいろございますけれども、もちろん物理的にその電源で発電した電気を本当に受けるということは自営線とかという形でない限りはネットワークに入ったところではもう区別が付きませんので、基本的にはこれは専門委員会の報告書の発想というのは、今でもグリーンメニューとかグリーン電力証書とかいろいろございますけれども、契約の話でありまして、それは要はどの発電所に投資をするか、お金を払うかと、再生可能エネルギーを選びたいと、高くても再生可能エネルギーを買おうじゃないかという人が多ければ、その発電事業者に高いお金が払われて投資が進むと、こういう形で選択を実現するというところで、物理的に電気がどれかということとは切り離して契約の話ではありますけれども、ただそれによって実際に発電投資にももちろん影響があると、こういう観念のものだろうというふうに考えております。

それから、先ほどのひもつけの議論は、そうしたメニューを選ぶという観点からの話しというよりは、非常に長年の議論ではありますけれども、いわゆるネットワークの管理、例えば混雑処理をすると、あるいは連系線も誰がどう使っているのかわからないと順位もわからないじゃないかとか、そういうネットワークの管理上の必要性ということと、果たしてそれをどこまで厳格にやらなきゃいけないのかと、本当にそれをやらないと困ったことが起こるのかということのバランスの問題ということだと思っておりますので、本日、両論ご意見あったと思っておりますけれども、それはまた改めて議論いただくことが必要だと思っておりますけれども、そういう少し選べるメニューの話とはちょっと違う経緯で出てきているということだと思っております。

ただ、もちろん國松オブザーバーのお話にもありましたように、結果的にひもがついていれば、それはそのままそれを買ったんだとかという説明ができるので、これは前回もご議論ありましたが、電源構成の開示を全ての事業者に義務づけるかどうかというところともちょっと関係をいたしまして、もともと事務局案としては、その義務づけは想定をしていないものですから、それはひもがあってもなくてもどっちでもよくて、電源別メニューを売りにしたいという事業者は当然、どこから買って来た電気だということをはっきりさせる必要があるのでそれを好んでするし、そういうことは別に気にせずいろんなものを混ぜて売っていますということであれば特に特定する必要もないので、それはどっちもあり得るだろうということにしているわけですが、そういう選択肢の話と、それからネットワークの管理の関係の話がちよっとそれぞれの観点でどう整理していくかという問題かなというふうにならざるを得ないところと、解説として不十分かもしれませんけれども、お答えとさせていただきます。

ご質問はそれぐらいだったかなと思いますけれども、あと1点、誤解がないようにということで、中野委員がご発言された中で、小売事業者が予備力を持ってもらえるかどうか分からないので、ネットワークとしては7%きちんと持つ必要があると。これはネットワークがまさに松村委員からもご指摘がありましたように、安定供給の一番かなめになるわけですので、その安定供給のかなめを担われるお立場から、やっぱりそれぐらいないと心配だというご意見が出るというのは当然かとは思いますが、第1段階の改正電気事業法、小売事業者に供給力確保義務を課しております。予備力も持たなくていいということにはなっておりませんで、当然、通常想定される需要、それから上振れがあるかもしれない、こういうことにも備えた供給力を確保してくださいというのが改正電気事業法の考え方でございますので、ちょっと先ほどの話で、小売は予備力を持たなくていいんだということが思われてしまうとちょっとよくないですし、もちろんそれがどれぐらい持つのか分からない、定量的な数字が設定されていないじゃないかというのはそのとおりですので、それは小売事業者というのはいくら持つんだらうかというのを精査をした上で、そのネットワークで持たなきゃならない分を精査をしていくべきであるというのが議論になりました予備力のところの今後の検討に当たっての考え方ということだけちょっと補足をさせていただいて、長くなりましたが事務局の補足説明とさせていただきます。

○横山座長

どうもありがとうございました。よろしゅうございましょうか。

それでは、本日は先ほど安永さんからありましたように、たくさんのご指摘事項をいただきましてまとめるのが大変難しいんですが、まず小売自由化の制度設計のうち、契約ルールの方につきましては、辰巳委員からもご意見、ご指摘事項をいただきまして、そういうものを踏まえて

今後具体化を進めていくということではいかがでしょうか。

それから、F I Tインバランスにつきましては、いわゆる省・新部におけます新エネ小委員会等へご意見をつけて検討していただいたらどうかというような話もいただきました。したがって、方向性としてはF I Tインバランスにつきましても、そういうご指摘を踏まえて今後検討していくということで具体化を進めていただくということではいかがでしょうかということになります。

それから、送配電部門の調整力確保なんですけれども、松村委員のほうからも資料4の値についてはいろいろご指摘がありまして、まだ全然納得ができていないとかご意見がありましたけれども、事務局からの資料の6-3につきましては方向性につきましては特に問題はないのではないかとこのように思っておりますので、この具体化をこの方向性に従いまして行い、先ほどの値等のご指摘事項につきましては、今後精査をするということでご議論させていただくということに進めさせていただきたいというふうに思います。

それから、適正取引ガイドラインの見直しにつきましても、本日出ました資料は直近の見直しということになっております。そのほかご指摘事項もいただき、将来の見直しということについてもご提案をいただいておりますので、そういうのも含めて今後見直していくということで、この方向性に従って進めていただくということではいかがでしょうかということになります。よろしくごさいますでしょうか。

その残りの部分はまだまだ議論をしなければいけないことがたくさんあるのではないかとこのように思っております。

小売全面自由化の詳細制度設計の中の託送料金の割引制度、案5につきまして賛成だというご意見もありましたけれども、一般電気事業者さんのほうからもいろいろなケースがあつて、まだ詳細には詰め切れないのではないかとこの話もありましたので、これは次回も引き続いて議論をさせていただくということでしたというふうに思います。

それから、業務フローにつきましてはたくさんのご意見が出ましたので、これは引き続き、ご議論させていただきたいというふうに思います。

それから最後、一般担保制度でございますが、これはいろいろ電気事業者さん、銀行協会さんのほうからもご意見をいただきました。また圓尾さん、またいろんな委員の方からもご意見をいただきまして、一般担保制度をめぐりましては、本日事務局からご説明のあつた方向性で具体化を進めていただければどうかというふうに思います。ただし、新発債の経過措置の終期に関しまして、施行後5年間という期限を明示はしてごさいます。その明示はするとしても、それまでの間に電気の安定供給確保の観点から、資金調達上の不測の事態が生じた場合の対応が必要で

はないかという指摘もございましたので、今後事務局において具体的な制度に落とし込む際には、こうした指摘も念頭に置いて適切な制度設計をしていただきたいというふうに思います。そういうことで、この一般担保制度については、事務局において具体的な制度に落とし込む際にはご指摘事項を踏まえてやっていただくということによろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございました。まだまだきょうも先送りした論点もたくさんございますので、次回以降もまた制度設計ワーキングで検討させていただきたいというふうに思います。

それでは最後に、安永さんより今後のスケジュールについてご説明をお願いいたします。

○安永調整官

本日も遅くまでありがとうございました。

次回の日程は調整いたしまして、またご連絡させていただきます。ありがとうございました。

○横山座長

ということで、これをもちまして第10回の制度ワーキンググループ、終わりにしたいと思います。

本日は活発にご議論いただきまして本当にありがとうございました。

—了—

問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力・ガス改革推進室

電話：03-3580-0877

FAX：03-3580-0879